

平成26年3月佐川町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成26年3月7日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 平成26年3月7日 午前9時2分宣告

開 議 平成26年3月7日 午前9時2分宣告（第1日）

応招議員	1番	下川	芳樹	2番	坂本	玲子	3番	邑田	昌平
	4番	森	正彦	5番	片岡	勝一	6番	松浦	隆起
	7番	岡村	統正	8番	中村	卓司	9番	松本	正人
	10番	永田	耕朗	11番	西村	清勇	12番	今橋	壽子
	13番	徳弘	初男	14番	藤原	健祐			

不応招議員 な し

出席議員	1番	下川	芳樹	2番	坂本	玲子	3番	邑田	昌平
	4番	森	正彦	5番	片岡	勝一	6番	松浦	隆起
	7番	岡村	統正	8番	中村	卓司	9番	松本	正人
	10番	永田	耕朗	11番	西村	清勇	12番	今橋	壽子
	13番	徳弘	初男	14番	藤原	健祐			

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	教 育 次 長	岩本 敏彦
副 町 長	村田 豊昭	産業建設課長	渡辺 公平
教 育 長	川井 正一	健康福祉課長	岡崎 省治
会計管理者	西森 恵子	町 民 課 長	横山 覚
総 務 課 長	岡林 護	国土調査課長	氏原 敏男
税 務 課 長	田村 秀明	農業委員会事務局長	氏原 謙
収納管理課長	橋掛 直馬	病院事務局長	笹岡 忠幸

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目	別紙のとおり
議員提出議案の題目	な し
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 7 番 岡村 統正 8 番 中村 卓司

平成26年3月佐川町議会定例会議事日程（第1号）

平成26年 3月 7日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 陳情について
- 日程第6 報告第3号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）
- 日程第7 報告第4号 専決処分の報告について（訴えの提起について）
- 日程第8 報告第5号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）
- 日程第9 議案第1号 平成25年度佐川町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第10 議案第2号 平成25年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第3号 平成25年度佐川町学校給食特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第4号 平成25年度佐川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第5号 平成25年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第14 議案第6号 平成25年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

- 日程第 15 議案第 7 号 平成 25 年度佐川町水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 16 議案第 8 号 平成 25 年度佐川町病院事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 17 議案第 9 号 平成 26 年度佐川町一般会計予算
- 日程第 18 議案第 10 号 平成 26 年度佐川町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 19 議案第 11 号 平成 26 年度佐川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第 20 議案第 12 号 平成 26 年度佐川町学校給食特別会計予算
- 日程第 21 議案第 13 号 平成 26 年度佐川町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 22 議案第 14 号 平成 26 年度佐川町介護保険特別会計予算
- 日程第 23 議案第 15 号 平成 26 年度佐川町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 24 議案第 16 号 平成 26 年度佐川町水道事業特別会計予算
- 日程第 25 議案第 17 号 平成 26 年度佐川町病院事業特別会計予算
- 日程第 26 議案第 18 号 消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 27 議案第 19 号 佐川町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 28 議案第 20 号 佐川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 29 議案第 21 号 特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 30 議案第 22 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 31 議案第 23 号 佐川町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 32 議案第 24 号 佐川町長期継続契約に関する条例の制定について
- 日程第 33 議案第 25 号 佐川町地酒で乾杯を推進する条例の制定について
- 日程第 34 議案第 26 号 ふれあいの里尾川設置及び管理運営に関する条例の一部を
改正する条例の制定について
- 日程第 35 議案第 27 号 集落活動センターたいこ岩設置及び管理に関する条例の制
定について
- 日程第 36 議案第 28 号 佐川町上下水道運営委員会条例の一部を改正する条例の
制定について
- 日程第 37 議案第 29 号 佐川町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の
制定について
- 日程第 38 議案第 30 号 名教館設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 39 議案第 31 号 ふれあいの里尾川の指定管理者の指定について
- 日程第 40 議案第 32 号 集落活動センターたいこ岩の指定管理者の指定について
- 日程第 41 議案第 33 号 名教館の指定管理者の指定について
- 日程第 42 議案第 34 号 四ツ白・二ツ野辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第 43 議案第 35 号 尾川・斗賀野辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第 44 議案第 36 号 町道路線の認定について
- 日程第 45 議案第 37 号 平成 25 年度佐川町水道事業特別会計資本剰余金の処分につ
いて
- 日程第 46 議案第 38 号 平成 25 年度佐川町病院事業特別会計資本剰余金の処分につ
いて

日程第 47 議案第 39 号 高吾北広域町村事務組合の共同処理する事務の変更及び高
吾北広域町村事務組合規約の変更について

議長（藤原健祐君）

おはようございます。ただいまから、平成 26 年 3 月佐川町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は 14 人です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

まず初めに、平成 26 年 2 月 6 日、東京で開催されました全国町村議会議長会第 65 回定期総会におきまして、永田耕朗前議長が、地方自治の発展に功績があったとして、自治功労者特別表彰を受賞され、その伝達式が、高知県町村議会議長会第 65 回定期総会の席上で行われました。

当議会にとりましても、大変名誉なことであります。今後におきましても、優れた知識と経験を生かし、町政の発展のために、御尽力をいただきますよう、お願い申し上げます。

次に、佐川町議会先例集の定めるところにより、新しく副町長に就任されました村田副町長に、御挨拶をお願いします。

副町長（村田豊昭君）

皆さん、おはようございます。私こと、先の議会、1 月 20 日の臨時会におきまして選任をいただき、まことにありがとうございます。8 年前に助役退任以来、年金と契約社員の勤めの傍ら、一町民としてのんびりとした生活を送ってまいりましたが、このたび、御縁がございまして、再び町政の一端に携わらせていただくことになりました。どうか、よろしく願いを申し上げます。

再び役場へ来らしていただいたんですが、余りにも周りの環境が変わりすぎておりまして、歌の文句ではないですが、昔の名前で出ているというふうなフレーズを感じる次第で、私自身が一人、世の中の流れから浮き足だっているのではないかというような感じを、ふと感じております。

また、今、奇妙なゆとりと不安を同時に感じております。過去に助役を務めさせていただいた時代は、いわば、イノシシのうりぼうが肩に力が入って、前へ前へ歩くのみという感じでしたが、年とともに、そういうことで周囲を見る目も余裕もなかったと思いますけれども、年を重ねたせいか、今、この瞬間を積み重ねたものが人生であるというふうに思うような年代になりました。そういうことで、川の流れのようにゆったりと今を感じながら、人生を流れていきたいと思っております。

他方、不安とは時代の流れに余りにも遠ざかっているのではないかということでございます。

先般、町長のかわりに黒岩の茶の会へ出席させていただきましたが、8年前のときには、茶は静岡のほうへどンドンどンドン出しておりまして、静岡でブレンドされて、茶は盛況でございました。先般、お伺いいたしておりますと、8年前に100ヘクタールあったお茶が4分の1、25ヘクタール程度に落ち込んでいるようでございまして、それは、やはり産地表示制度が確立されて以来、静岡へも売れなくなった、とそういう現状があるようでございまして、今、紅茶とか、それから半発酵紅茶とか等々で、いろいろな新商品の開発をやられておるようでございますが、なかなか大変な場面に落ち至っているとお聞きしております。

そういう、いわゆる時代の流れに余りにも遠ざかっているのではないかという不安も感じております。いわば、スマートホンの時代に、アナログの考え方で、世の流れについていけるのかというような不安も一層思っております。

時代が変遷していく中で、私たちの時代とは大変違っており、少子高齢化の中、雇用、子育て、教育、福祉、介護、大地震等、標準財政規模40数億円の予算規模60億円程度の我が町で、いかにして各施策のバランスを取りながら、特色あるオンリーワンのまちづくりを将来に向けてつなげていけるかどうかということが、目指す方向でなかろうかと思っております。

幸い、町長は若く情熱的で、民間のシビアな感覚をお持ちの方でございます。私は、前に切り開く感性は持ち合わせてはおりませんが、ただ、数ある失敗経験の中から「昔は、このようにやって、うまくいきませんでした。これを進めるなら、今の時代に合うように、アレンジしてやられてはどうでしょうか」と言えるにすぎないのです。

過去の事業展開の一つの反省点を見てみますと、新規新設のランニングコストを考えておくという視点があります。昨今のように、地方財政の状況ですと、高度成長期のような歳入の伸びがなく、財政運営を圧迫してまいります。特に、補助費と扶助費等にかかるような新規施策は、慎重に検討されるべきで、一度出発をいたしますと、スクラップアンドビルドがなかなかしがたく、贅肉のように予算を縛ってまいりました。こうした視点にも、今後検討を加えていく必要があろうかと思っております。

何はともあれ、今求められているのは、時代に合わせた感性ではないでしょうか。年寄りとは年寄りの立場で、生まれた町が、よりよき方向に発展していくことを願いながら、しばしの間、奉職させていただきたいと存じております。

小生も早急に情報を整理し、議会の皆様方と、よりよき議論ができますよう努力をいたしますので、どうかよろしく申し上げ、御挨拶にかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（藤原健祐君）

これから日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録の署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、7番、岡村統正君、8番、中村卓司君を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題にします。

本定例会の会期について、議会運営委員長から報告を願います。

議会運営委員長（永田耕朗君）

おはようございます。3月定例会の会期及び運営につきまして、3月3日に議会運営委員会を開催し、審議した結果を報告します。

本日3月7日を開会日とし、陳情について、報告、議案の上程までとします。その後、全員協議会及び各常任委員会を開催します。8日土曜日、9日日曜日は、休会とします。10日月曜日は、一般質問を行います。11日火曜日は、一般質問を行い、その後、予算勉強会のため休会とします。12日水曜日も予算勉強会のため休会とします。13日木曜日は、午前中、予算勉強会を行い、午後からは議案質疑、討論、採決等を行います。14日金曜日、午前中は町内中学校の卒業式のため、午後から議案質疑、討論、採決等を行い、閉会とします。

本定例会の会期は、3月7日から14日までの8日間に決定しましたので、報告します。

なお、運営については、議長に一任しますので、よろしくお願いをいたします。

議長（藤原健祐君）

お諮りします。本定例会の会期を議会運営委員長の報告のとおり、本日から3月14日までの8日間にしたいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 14 日までの 8 日間に決定をいたしました。

日程第 3、諸般の報告を行います。

12 月定例会後の重立ったものについて報告します。

初めに、12 月 20 日、平成 25 年第 4 回日高村佐川町学校組合議会が招集され、出席しました。提出されました議案は、承認 1 件、予算案 1 件、同意案 1 件でありました。一般会計補正予算は、20 万 4,000 円減額するもので、スクールソーシャルワーカー活用事業を、国の配分額の決定に伴い減額するものでした。同意案につきましては、日高村佐川町学校組合教育委員の任命同意で、村上公善氏に引き続きお願いするものでした。

1 月 9 日、議会広報編集委員会が、視察研修のため、全国で優良賞を受賞されている越知町を訪問いたしました。今後の議会広報充実に向け、非常に参考になったと報告を受けております。

1 月 10 日、新議員研修が、高知勤労センターで開催され、本町からも 3 人の新人議員が出席をいたしました。

同日、新春恒例のえびす祭りが行われ、参加をしました。商工業の振興と佐川町の発展を祈願し、おなばれでは、商工会関係者や保育園児などとともに、太鼓や子供みこしなど、にぎやかなかけ声とともに商店街を練り歩きました。

1 月 12 日、平成 26 年佐川町成人式がさくら座において開催され、皆さんとともに出席しました。式典は、大変厳粛に行われ、議会を代表して 113 名の新成人にお祝いを申し上げてまいりました。記念行事として、高知市在住の作曲家吉岡たく氏の記念講演があり、新成人たちと一緒に鑑賞してまいりました。

1 月 23 日、高吾北広域町村事務組合議会第 1 回臨時会が招集され、出席しました。提出されました議案は、一般会計補正予算 1 件でありました。主な内容は、消防救急デジタル無線整備工事にかかる予算を繰越明許費に 4 億 7,943 万 8,000 円計上するものでありました。

1 月 28 日から 30 日まで、北見市・佐川町姉妹都市提携 25 周年記念事業の一環として、北見市から櫻田市長、沢合議長を初めとする訪問団 10 人が、佐川町を訪問しました。この間、記念式典や交流

会に議員の皆さんと出席し、姉妹都市提携の歴史の深さを感じるものでありました。

2月13日、国道494号佐川吾桑バイパス整備促進協議会総会が、須崎市の道の駅「かわうその里すさき」で開催され、国道494号整備促進特別委員長、産業厚生常任委員長と出席しました。総会では、平成24年度事業報告及び歳入歳出決算の認定について、と平成25年度事業計画及び歳入歳出予算について、2議案が審議され、原案のとおり決定されました。

また、平成25年度事業概要並びに推進状況について担当者から説明を受けてきました。

2月21日、高知県町村議会議長会第65回定期総会が高知共済会館で開催され、永田前議長と事務局とで出席をしました。定期総会では、全国町村議会議長会表彰において、永田耕朗前議長が自治功労者表彰の特別表彰を受けられました。その後、会の報告など、報告2件、平成26年度議長会運営方針、一般会計予算など3議案が審議され、原案どおり決定されました。

引き続き、高知県町村長町村議会議長大会がクラウンパレス新阪急高知で開催されました。この大会は、執行部と議会が一体となった取り組みで、喫緊の課題である南海トラフ地震対策の推進について3項目、農林水産業、地域の活力創造について、3項目の要望事項を決議し、高知県選出国會議員、関係行政機関へ実行運動を展開していくことを決定しました。

3月1日、県立佐川高等学校から卒業式の御案内をいただき、出席しました。大変厳粛ですばらしい卒業式でありました。地元高等学校のますますの発展を願うものです。

3月2日、平成25年度佐川町消防団総合演習が、高吾北消防本部訓練場で行われ、祝辞を申し上げてまいりました。当日は、礼式訓練、模範操法、放水訓練競技など行われ、すばらしい連合演習でありました。

3月3日、高吾北広域町村事務組合議会第1回定例会が招集され、出席しました。諸般の報告では、各施設の運営状況等の報告があり、その重立ったものは、衛生センターのし尿浄化汚染処理量は1万3,223キロリットルで、昨年同時期と比較して1.5%の増となっています。また、施設は老朽化が著しいため、25年10月から27年6月までの工期で、改修工事を行うとのことでした。

清掃センターのゴミ処理量は 7,778 トンで、うち佐川町は 4,067 トンで、全体の約 52%となっています。金属類、紙類、ペットボトル等の資源化量は 1,043 トンで、総量の 13.4%が再利用されているとのことでした。

消防の火災出動は 15 件で、佐川町は 4 件、救急出動は昨年より 47 件減少し 1,546 件で、うち 65 歳以上の高齢者の搬送割合が 74%となっているとのことでした。

特別養護老人ホームの入所待機者数は、春日荘 186 人、全体で 472 人となっているとのことでした。

提出されました議案は、契約案 1 件、条例案 4 件、予算案 5 件でありました。

契約案は、消防救急デジタル無線システム整備工事の請負契約の締結で、4 億 4,776 万 8,000 円で、株式会社富士通ゼネラル四国支店と契約を締結するものでした。

条例案の諸々は、一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正と、消防長及び消防署の署長の資格について、条例で定めるもの、また消費税の引き上げに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正であり、危険物製造所等に係る手数料の引き上げを行うもの等です。

当初予算は、一般会計の総額が 12 億 6,270 万 3,000 円、特別養護老人ホーム特別会計の総額が、12 億 4,732 万 7,000 円。養護老人ホーム特別会計の総額が 1 億 1,554 万 7,000 円。障害者支援施設特別会計の総額が、1 億 7,997 万 8,000 円。高吾北広域ふるさと市町村圏特別会計の総額が 3,269 万 9,000 円で、いずれの議案も原案どおり決定されました。

以上で、諸般報告を終わります。

日程第 4、行政報告を行います。

町長（堀見和道君）

皆様、おはようございます。本日は、議員の皆様方には御出席をいただき、平成 26 年 3 月佐川町議会定例会が開催できますことを厚く御礼申し上げます。また、日ごろは町の運営につきまして、御指導、御協力をいただきまして、改めて御礼申し上げます。

それでは、行政報告をさせていただきます。

まずは、平成 26 年度の町政運営に関する大きな方針について御説明させていただきます。「文教のまち佐川の人づくり」「人のつな

がりの構築」2つの大きな方針として掲げ、町政運営を行っていきたいと考えております。

佐川町の一番の宝物は、佐川町に住む「人」であると考えております。魅力あるまち、活力あるまちをつくるためには、まず人づくりが大切であると考えております。町職員を初め、町民の方にも広く参加していただき、第5次佐川町総合計画を策定する過程で、一緒に楽しく学んでいただき、将来のまちづくりリーダーになっていただきたいと考えております。

学校教育においては、ふるさと佐川町のことを改めて学んでもらう取り組みをし、社会教育におきましては、大学との提携を進め出前講座の開講も予定しております。

また、集落活動センターの取り組みや、移住促進に関する取り組みを通して、住民同士のつながり、きずなを改めて強くしていくとともに、町外から佐川町にかかわっていただく人とのつながりも、しっかりと築くことができるよう、おもてなしの心で受け止めていきたいと考えております。平成26年度には、新たに7名の地域おこし協力隊員を迎え入れる予定にしております。

また、現在、県外の大学生が4名、インターンシップで佐川町に来ておりますし、来年度は尾川の集落活動センターの活動に県内の大学生がかかわってくれる予定になっております。さらには、本年度策定しました牧野公園整備10カ年計画に基づき、多くの方に公園づくりにかかわっていただく中で、牧野富太郎博士のふるさと佐川町、植物のまち佐川町として、人のつながりを町内外に広げていきたいと考えております。

人づくりを地道に継続し、人のつながり、人と人とのきずなを少しずつ強くしていくことで生き生きと輝く佐川町をつくっていきたい。平成26年度をその元年と位置づけ、役場の組織におきましても、本議会に御提案させていただきました「チーム佐川推進課」を新たに設置し、総合計画だけでなく、まちづくりに関する重要な業務を遂行していく部署として位置づけたいと考えております。

次に、平成26年度一般会計予算の概要につきまして、御説明させていただきます。

一般会計の予算規模は、総額59億9,020万9,000円。対前年度比4億9,936万6,000円の減であり、率にいたしまして7.7%減額の予算となりました。減額の主な要因は、25年度に斗賀野町営住宅本

体工事、介護サービス施設の整備、開設にかかる補助事業及び役場庁舎空調工事などの大型予算が計上されていたことによるものでございます。基本的な枠組みとなります一般財源全体では、平成 25 年度より 1 億 4,000 万余りの減となり、そのうち町税は 1,111 万 4,000 円の減、率にいたしまして 1 % 減の見込みでございます。

また、歳入の大半を占める地方交付税のうち、普通交付税は、平成 26 年度の国の地方財政計画から推計しますと 2 % 程度の減額が見込まれますが、一方で、特別交付税につきましては、ここ数年の決算額から推計し、平成 25 年度当初予算より 5,000 万円増額を見込み、1 億 5,000 万円とし、地方交付税全体としましては、昨年とほぼ同額の約 25 億円といたしました。

続きまして、平成 26 年度の施政方針並びに予算編成に関して重立った取り組みと新しい取り組みについて、御説明申し上げます。

1 点目は、第 5 次佐川町総合計画の策定に関することであります。

総務省の外部専門家招へい事業を活用し、「地域みらい大学」の一つとして、ソーシャルデザインの手法を取り入れた、地域の課題解決方法を学びながら、総合計画を策定していきたいと考えております。また、人のつながり、地域のつながりを構築していく上で、住民の合意形成をしていくための手法を学ぶ、協働のまちづくり養成研修を実施したいと考えております。

みんなの総合計画策定委託料 1,219 万 9,000 円、協働のまちづくり養成研修委託料 93 万 6,000 円を予算として計上いたしております。

2 点目が、中学生までの医療費無料化に関することであります。

本年度までは、小学生までの医療費については無料化になっておりましたが、平成 26 年度からは、中学生まで医療費の無料化を拡大したいと考えております。

中学生までの医療費無料化で 527 万円を算定しており、医療費無料化全体で 4,460 万 5,000 円を予算として計上しております。

3 点目が集落活動センターの取り組みに関することであります。

尾川地区では、本年度「たいこ岩」として集落活動センターが立ち上がり、活動を開始しております。平成 26 年度も、地区の皆さんで主体的に、独自の活動を展開する予定であります。また、尾川地区活性化協議会にかかわっていただく地域おこし協力隊員 1 名の募集については引き続き進めてまいり、さらには県内の大学生にもかか

わっていただき、充実した活動を展開していく予定であります。

黒岩地区、斗賀野地区におきましては、活動計画や組織のあり方について協議を重ねながら、集落活動センターの立ち上げに向けて進めていく予定であります。

尾川地区集落活動センター活性化で 814 万 5,000 円、斗賀野地区活性化計画策定で 100 万円を予算として計上しております。

4 点目が、自伐型林業の推進に関することであります。

今年度から自伐林業に関する取り組みを始めており、座学による勉強会、住民の皆さんとの意見交換会を実施してまいりました。勉強会には 80 名ほど参加していただき、熱心に話を聞いていただきました。平成 26 年度につきましては、尾川地区の町有林を活用し、樹木の伐採・搬出に関する研修や林道の設置に関する実地研修を行い、自伐林業の基礎づくりに取り組んでいく予定です。また、自伐林業にかかわっていただく地域おこし協力隊員を 5 名採用する予定であります。

自伐型林業の研修で 300 万円、間伐作業道開設補助金、上乘せ分として 720 万円、地域おこし協力隊活動関連費 2,255 万円を予算として計上しております。

その他の各分野における主な内容は、次のとおりでございます。

まず、医療・福祉関係でございますが、地域福祉の拠点となる、あったかふれあいセンターは、本年度は尾川地区 1 カ所だけでしたが、来年度は新たに斗賀野地区におきまして実施する予定であります。また、本年度の補正予算でスタートしました 1 人暮らしの方々の生活をフォローする安心生活基盤構築事業を、来年度も継続して実施し、あったかふれあいセンターの機能とあわせて、高齢者の方々の生活を支援したいと考えております。

障害者福祉関連では、平成 27 年 4 月より、障害者の方々にもサービスの利用計画などを盛り込んだケアプランの作成が必須となるため、相談支援業務につきまして、810 万円の予算を計上しております。

次に、商工観光関係でございますが、新たな取り組みといたしまして、町内の事業者の方々が、地域資源を生かして新しい商品を開発する際に、商品開発にかかる費用の 2 分の 1 を補助するため、1 業者当たり上限 25 万円、合計 200 万円の予算を計上させていただいております。また、昨年発足しましたさかわ観光協会への補助金や、

牧野公園の整備に関する予算も引き続き計上しております。

次に、農業関係でございますが、コスモス農協が、新規就農者への貸し出しを目的に購入する水圧式ニラ洗浄そぐり機につきまして、高知県と佐川町が3分の1ずつ補助する形で900万円を計上しております。また、レンタルハウス事業の補助につきましても、25年度より規模を拡大し、約1,000万円を上乗せして計上しております。

次に教育関係でございますが、尾川小中学校が高知県の補助事業を活用して取り組む3つの新しい事業に約280万円を計上しております。

次に防災関係でございます。町内の全ての小中学校の耐震工事はほぼ終了いたしました。地震が発生したときに、建物内の落下物や転倒物から子供たちを守るために、非構造部材の耐震対策に要する経費として、来年度は4つの小学校の耐震補強設計費を計上しております。

保育所につきましては、若草保育園と花園保育園の耐震工事は終了いたしました。永野保育所は、診断の結果、耐震性については問題ないと報告を受けておりますが、防犯の面で改修が必要な部分についての費用を計上しております。

災害時に避難所として重要な役割を果たす各地区の公民館等の耐震化については、来年度に55カ所の耐震診断を実施し、その中から優先順位を決めて、5カ所の耐震工事を実施する予定であります。

また、ヘリポートにつきましては、町内で1カ所整備する予定で準備を進めておりますが、町全体のバランスを考慮しながら、順次整備を進めていきたいと考えております。

ソフト面では、平成24年度から毎年200台ずつ設置しております防災行政無線難聴世帯への戸別受信機について、引き続き予算を計上しております。

最後に、太陽光発電導入に関する事業につきましては、平成24年度と25年度に実施しました住宅用の太陽光発電システムへの補助は、国の住宅用太陽光発電導入支援補助金受付が平成26年3月31日をもって終了となるため、佐川町からの補助も終了することとなりました。

かわって来年度は、高知県の補助事業を活用して、公共施設へ太陽光発電を導入したいと考えております。具体的には、健康福祉センターかわせみと尾川地区の集落活動センターであります「たいこ

岩」の2カ所の予定で検討を進めております。

以上が、平成26年度一般会計当初予算案の概要になります。

次に、昨年12月定例会におきまして、本定例会で方針を発表すると言及いたしました霧生関公園（仮称）建設工事につきまして、御報告させていただきます。当建設工事は、平成11年1月19日付で土地収用法による認定を受け、その後、平成23年2月18日付で、都市計画法に基づく開発許可を得ております。しかしながら、火薬庫の移転がきわめて難しく、火薬庫からの保安距離を考えれば、公園建設は不可能であります。また、町民の皆さんから計画を見直してほしいという意見も多いことも踏まえた上で、熟考した結果、公園建設に関しては、一度白紙に戻し、活用方法を再検討する必要があると判断いたしました。

今後とも、国・県との協議をさせていただき、火薬庫が現況のまま存在することを前提に、佐川町の活性化につながる活用方法として、計画の見直しを進めてまいります。

次に、各課にまたがる事業について報告させていただきます。

まずは、南海トラフ地震対策及び安心安全なまちづくりについて、報告いたします。

まず、南海トラフ地震対策を初めとする防災対策について申し上げます。「佐川町地域防災計画」の改訂につきましては、東日本大震災などの近年の災害から得られた新しい知見や、災害対策基本法を初めとする一連の法改正等を受けまして、これらと整合性を取れるよう見直し作業を進めており、役場の業務継続計画の策定とあわせまして、今月中に完成する予定でございます。

また、自主防災組織設立の促進及び活性化でございますが、組織率につきましては、2月末現在で86.0%となっており、昨年度末と比較しますと、7.3%の増加となっております。

町としましては、来年度末の組織率を100%にすることを目標としております。単に組織化されただけでは十分ではありません。既に組織を立ち上げた地域におきましても、組織はできたものの、活動がなかなか進まないところも見受けられますので、自主防災活動活性化へのさらなる支援が必要だろうと考えております。

このため、昨年、町内5地区全てに設立されました自主防災組織連絡協議会との連携を図りながら、引き続き、佐川町みんなで備える防災支援事業におきまして、防災訓練や防災資機材の整備といっ

た活動費の助成のほか、防災マップの作成・配布や、自主防災リーダーを集めた研修会の開催等を通じまして、自主防災活動を支援してまいりたいと考えております。

また、来年度に実施したいと考えております主な事業としましては、まずは、緊急用ヘリコプター離着陸場の整備がございます。昨年1年間の緊急ヘリ出動要請件数は、高吾北3町の合計で76件、うち佐川町は27件と、年々増加傾向にあり、ランデブーポイントとなる緊急ヘリポートの重要性が高まっております。また、大規模震災時に後方支援地としての機能が求められる本町におきましては、自衛隊などの災害支援用ヘリコプターが離着陸できるヘリポートも今後必要となつてまいります。

しかしながら、本町での専用の離着陸場は、昨年尾川にできました1カ所のみでございます。いまだ不十分な状況にあると認識しております。少なくとも、町内5地区それぞれに1カ所以上、専用の離着陸場を整備していく必要があると考えておりまして、来年度につきましては1カ所ないし2カ所の整備を想定しているところでございます。

また、災害時に住民の皆さんが一時的に避難する緊急避難場所としまして、現在73カ所の公民館、集会所を指定しておりますが、老朽化が進み、避難場所として不安の残る建物が少なくない状況でございます。このため、身近な防災拠点の確保や、2次災害防止の観点から、まずは各施設の耐震診断を行い、耐震性を確認した上で、危険と判断されたものにつきましては、速やかな耐震改修を行っていきたいと考えております。来年度につきましては、まず、73施設のうち築年数などで不安の残る55カ所を対象に診断を行い、そのうち優先度の高い施設から5カ所程度を絞って耐震改修工事を行いたいと考えております。

このほか、災害対応時の機動力向上を図るための消防用オートバイ購入経費や防災マップの作成・配布、通信機能の多様化に向けた衛生携帯電話の整備といった経費につきまして、予算案に計上させていただいております。

以上、防災対策につきましては、町民の生命と財産を守る重要な施策でございますので、今後とも着実に、かつスピード感をもって対応してまいりたいと考えております。

もう1点、安心・安全なまちづくりとしまして、災害時要配慮者

対策が挙げられます。東日本大震災を教訓に、南海トラフ地震等の大規模災害に備えるため、福祉避難所の拡充、避難行動要支援者名簿や個別計画の整備などの災害時の要配慮者対策について、災害対策基本法や各種ガイドライン、地域防災計画等に基づき必要な対策を講じてまいります。

次に、歴史まちづくり事業について、御報告いたします。

平成 25 年度で計画期間が終了することとなっておりました佐川町歴史的風致維持向上計画につきましては、歴史的建造物として価値の高い竹村分家旧竹村呉服店と司牡丹 1 号蔵ほか酒蔵群の修復・保存を新規事業として追加し、あわせて、引き続き牧野公園の整備を進めるなど、既存の事業を継続するために、平成 26 年度から平成 30 年度まで、5 年間の計画期間の延長をするための手続を進めてまいります。

続きまして、各課の所管事項につきまして、これまでの報告と重複する内容もございますが、報告させていただきます。

まず、総務課所管事項についてですが、初めに、地区懇談会の開催について御説明いたします。今後のまちづくりを進めていく上で、1 人でも多くの住民の声をお聞きするために、来年度は、町内の 21 カ所におきまして、地区懇談会を開催する予定で準備を進めております。

次に、男女共同参画計画について御説明いたします。国の、第 3 次男女共同参画基本計画、高知県のこうち男女共同参画プラン、及び第 2 次高知県 DV 被害者支援計画の取り組みを受け、佐川町におきましても、本年度、男女共同参画計画の策定を進めてまいりましたが、この 3 月末に計画が完成する予定であります。4 月以降は、この取り組みを継続し、具体的な計画の推進に力を入れていきたいと考えております。

続きまして、町所有の分譲宅地の販売促進について御説明いたします。中本町につきましては、本年 2 月に、中本町宅地の公売を実施いたしまして、1 区画を売却いたしました。しかし、かいな小富士、西佐川につきましては、売却には至っておりません。これは、分譲価格が、一坪当たり約 11 万 5,000 円から 13 万 8,000 円と、相場と比較しましても高めであること、また区画面積が大きいことも影響していると判断しております。地方における住宅用地の地価は、年々下落しており、また、かいな、西佐川両団地とも区画面積が大

きいことから今後は、価格の再設定、区画面積の見直し等を検討する必要があると考えます。このため、専門家の分析、鑑定評価等を取り入れながら、今後の販売促進対策を検討してまいりたいと考えております。

次に、役場本庁舎空調設備改修につきまして御説明いたします。本年2月に完成し、現在稼働しておりますが、この空調設備の特徴としましては、木質ペレットを燃料として用いた空調設備となっております。

今後も再生可能エネルギーの積極的な活用を検討するとともに、バイオマスエネルギーの産業化についても検討してみたいと考えております。

次に、税務課の所管事項であります。平成26年度の取り組みといたしまして、平成27年度の固定資産評価替えに向けて、適正な評価を実施するために、画地の確認などを行ってまいります。

また、26年度から実施されます税率変更の主なものとしましては、個人町民税の均等割が3,000円から3,500円に変更となっております。

次に、健康福祉課所管事項であります。まず、平成24年度から26年度までの第5期介護保険事業計画で新たに町内に整備予定の地域密着型サービスについて、現在の進捗状況を御報告いたします。

認知症対応型通所介護デイサービスは、事業予定者の医療法人青雲会から提出された事業計画について、内容の審査及び2月13日の介護保険運営協議会での意見徴収等、所定の手続きを行い、3月3日付で同サービスの指定をいたしました。

社会福祉法人仁淀川ふくし会が実施する予定の地域密着型介護老人福祉施設、特別養護老人ホームと認知症対応型共同生活介護、グループホームにつきましては、事業主体の仁淀川ふくし会におきまして、昨年12月27日に施設建設にかかわる入札を実施し、現在、造成工事に着手しております。定員につきましては、特別養護老人ホームが29名。グループホームが9名を予定しております。

また、特養には、短期入所施設、ショートステイを11名の定員で併設する予定となっております。工事の見通しにつきましては、現時点では、本年10月ごろの竣工、年内のサービス開始を予定しておりますが、町民の皆様にできるだけ早くサービスが提供できますよう、町といたしましても、サービス事業者と連絡を密にし、進捗管

理に努めたいと考えております。

また、社会福祉法人ふるさと自然村、有料老人ホームさかわが実施を予定しております基準該当ショートステイ、定員 9 名につきましては、事業者からの事業計画書が提出され次第、所定の手続を経て指定を行うことにしております。

健康福祉施策の今後の方針としましては、まず、高齢者、障害者に優しいまちづくりとして、1 つ目に地域福祉の推進が挙げられます。

人口減少、高齢化、核家族化、生活の多様化などによって薄れていく地域のきずなを再生させ、将来において持続可能な住民自治を進めるため、第 2 次地域福祉計画・地域福祉活動計画に沿って、住民主体のまちづくりを積極的に推進してまいります。特に、あったかふれあいセンターなどの地域福祉の拠点づくりや、生活課題の解決のための地域支援を、社会福祉協議会等と連携して行ってまいります。

2 つ目に挙げられるのが、平成 27 年度からの第 6 期介護保険事業計画の策定並びに介護保険制度改正への対応であります。特に、介護の必要度が低い要支援者に対するサービスの一部について、これまでの全国一律の予防給付から市町村事業への移行が見込まれており、国や近隣市町村の情報収集を行いながら、本町の実情に合ったサービス体制等を検討してまいります。

次に、子育てしやすいまちづくりとして、1 つ目は、子ども子育て支援新制度への対応が必要になります。

昨年実施しました子育て世帯に関するニーズ調査結果等をもとに、子ども子育て会議で、子育て支援に関する協議を行うとともに、新制度の平成 27 年度本格実施に向け、子ども子育て事業計画の策定、各種基準等の設定など、町として必要な対応を行ってまいります。

2 つ目は、中学 3 年生までの医療費無料化です。

子育てしやすいまちづくりを進めるため、子供の医療費無料化について、中学 3 年生まで対象を広げ、本年 4 月診療分より実施いたします。

続きまして、産業建設課所管事項であります。

まず、牧野公園整備事業について報告いたします。昨年 10 月より委託して進めてまいりました牧野公園整備計画が 2 月末に完成いたしました。この計画では、既に取り組みされている事業も含め、今後 10 年かけて牧野公園を整備し、桜だけでなく牧野博士のふるさとの公

園として全国に誇れるよう「植物の精が息づく聖地にふさわしい公園」として牧野博士にちなんだ植物 150 種を植栽、鑑賞できる公園の整備を目標としております。

具体的な整備方法としましては、行政だけでなく地域住民の多くの方にかかわっていただき、苗の育苗と植栽、公園の管理につきまして取り組んでいく形で進めていきたいと考えております。

次に、名教館移築工事について報告いたします。昨年 6 月に着工し、大きな問題や事故もなく、先月無事に移築工事が完了いたしました。今後、名教館の活用としましては、佐川観光協会に指定管理を行い、効率的に活用していきたいと考えております。

次に、町営住宅斗賀野団地（仮称）について報告いたします。昨年の 11 月に着工し、現在工事中であります。建設資材の不足等により平成 25 年度内の完成は厳しいものとなっておりますが、平成 26 年度の早期には、完成させる予定であります。また、外構工事につきましては、平成 26 年度事業として行ってまいります。

次に、住宅の耐震化等の支援について報告いたします。この事業は、国、県をあげて取り組んでいる事業であり、町としましても耐震診断並びに耐震設計、耐震改修工事やブロック塀の安全対策工事の予算額を増額しております。また、新たに老朽住宅除却費補助事業、耐震改修リフォーム補助を実施して、南海トラフ地震に備えて、より安全なまちづくりに取り組んでまいります。

また、橋梁の長寿命化につきましては、限られた予算の中で、適切に維持管理するため、今年度は、長寿命化計画を策定、平成 26 年度に詳細設計を行い、平成 27 年度から順次工事に着手する予定であります。

次に、水道事業について御報告いたします。平成 25 年度の主要な施設整備としましては、地元より水道管布設の要望がありました柳瀬、山本、中野及び兎田の各地区へ水道配水管の拡張工事を実施し、各地区合計で 26 個の住民の皆さんの飲料水、生活用水の不足を解消することができました。

さらに、老朽化が著しくたび重なる断水被害を起こしてありました水道配水管の布設替え工事を、三野地区と鳥の巣地区で実施いたしました。

平成 26 年度の主要な施設整備といたしましては、断水被害の解消を目指し、老朽化した配水管、約 500 メートルの布設替工事、また

病院、大型量販店等が密集する地域への約 100 メートルの配水管の新設工事を予定しております。

さらに、大地震への備えとして、基幹管路である配水池への送水管の耐震化を進める予定であります。

また、かねてより要望がございました中野、二ツ野地区の水道給水につきまして、黒岩簡易水道の区域拡張事業の活用を視野に入れ、来年度は、配水管布設工事に向けて測量実施設計を行い、その成果を精査しつつ黒岩簡易水道の水道法の規定に基づく事業認可の変更を行う予定であります。

続きまして、収納管理課所管事項であります。

まず、平成 25 年度、町税の徴収状況につきまして報告いたします。平成 26 年 2 月 28 日での町税徴収率は 88.4%、昨年同月同日では 87.3%となっており、1.1 ポイント上昇いたしました。特に現年輕自動車税と固定資産税に関しましては、2 月 28 日時点での徴収率が、平成 24 年度徴収率を上回っております。また、延滞金徴収につきまして、2 月 28 日現在で 1,092 万 4,580 円になり、前年同日と比較しまして、202.3%上昇いたしました。引き続き、公平な税負担の実現を目指し、徴収の強化に努めてまいります。

次に、還付加算金の未払いについて御報告させていただきます。

町税収納管理におきまして、根拠法令の解釈誤りにより、町税還付加算金未払いが発生いたしました。再計算をした結果、住民税還付加算金、19 名で 8 万 6,500 円。固定資産税還付加算金、2 名で 4,400 円。法人町民税、4 件で 1 万 4,300 円。国保税還付加算金、13 名で 7 万 4,900 円。合計 38 名、18 万 100 円をお支払いする通知を行いました。今後は、同様な誤りを起こさぬよう、法令解釈の精査を行うとともに、当該事例の引き継ぎを正確に行ってまいります。

続きまして、国土調査課の所管事項であります。

当町での地籍調査事業の全体計画は、河川区域等を除いた 98.48 平方キロメートルを対象として調査を進めておりますが、平成 25 年度現在での現地調査の合計は 87.9 平方キロメートルとなっており、約 89.2%の進捗状況となっております。

平成 26 年度は、荷稻から伏尾団地までの区域で 0.71 平方キロメートル、本村西から本村東までの区域で 0.89 平方キロメートル、鳥の巣から虎杖野までの区域で 1.57 平方キロメートルの調査を予定しております。

続きまして、教育委員会所管事項であります。

まず、「文教のまち佐川」の人づくりについて報告いたします。

本年2月に上町への移築が完成しました「名教館」を活用して、高知大学やNPO法人とも連携しながら、佐川町の歴史・文化などを学ぶ講座を開設するとともに、小学校3・4年生用の社会科の副読本に佐川の歴史や偉大な先人を紹介する内容を掲載するなどして、子どもから大人まで多くの町民の皆様に、佐川で学び、佐川を知ることを通じて、ふるさと佐川に愛着と誇りを持ってもらえるよう、取り組みを進めてまいります。

次に、学校教育関係について報告いたします。

高知県そして佐川町の喫緊の課題であります、学力、体力の向上や、いじめ、不登校の改善を図るため、平成26年度から3年間の中期的な視点に立った「学校経営計画」を各校で作成し、知・徳・体の各分野におきまして目標設定に基づく具体的な取り組みを教職員が一丸となって推進することにより、子どもたちの確かな成長につなげてまいります。

さらに、いじめ問題の克服に向けて、教育委員会・学校・家庭・地域・関係機関が連携しながら、それぞれが主体的・積極的に取り組むよう、「佐川町いじめ防止基本方針」並びに「学校いじめ防止基本方針」を年度内に策定し、いじめの防止のための対策を総合的かつ効果的に推進することとしております。平成24年4月に開校いたしました尾川小中一貫教育校につきましては、一層充実した教育活動を展開するため、平成26年度からの新たな取り組みとしまして、地域住民の声を学校運営に反映させるコミュニティスクール事業や、地域住民による学校支援活動を円滑に推進する学校支援地域本部事業を導入し、学校・家庭・地域が一体となった、地域とともに歩む学校づくりを推進してまいります。

本年度の黒岩中学校耐震補強工事の実施により、佐川小学校の特別教室棟を除き町内全ての学校施設の構造体にかかわる耐震化は完了しましたので、引き続き、学校施設の非構造部材の耐震化に取り組んでまいります。平成26年度に耐震補強設計、平成27年度に耐震補強工事の実施を予定しており、これをもちまして学校施設の耐震化は完了することとなります。

次に、町立図書館について御説明いたします。

町立図書館につきましては、新図書館の建設を求める4,237名の

署名並びに町議会におきまして請願が採択されましたことを重く受け止めております。

平成 26 年度から 2 年間かけて策定予定の「第 5 次佐川町総合計画」を検討していく際に、新築や既存施設の活用も含めて、十分に議論を重ね、一定の方向を見出した上で、図書館の整備を進めていきたいと考えております。

次に、青山文庫について説明いたします。

青山文庫につきましては、建設後 50 年が経過し、耐震性に問題がある上に施設の老朽化も著しいものがあります。しかしながら、建物の構造体はしっかりとつくられており、耐震補強工事を実施すれば、今後とも使用可能であるとの判断をしております。

青山文庫は、上町の観光拠点施設であることも考慮し、現施設を、耐震補強工事にあわせて大規模改修工事を行う、長寿命化改修対策も含めて、今後の施設整備のあり方について検討してまいりたいと考えております。

最後に、高北国民健康保険病院事業につきまして、御報告いたします。

まず初めに、本年度におきましては、長年の懸案でありました病院の耐震化事業が昨年 11 月に完了いたしました。

耐震化事業は、平成 22 年度から平成 25 年度までの、足かけ 4 年にわたる継続事業となりましたが、この間、議会を初め、地域住民の皆様には、多大な御支援、御協力を賜りましたことを、改めて御礼申し上げます。

高北病院は、高吾北地域唯一の公立病院として、地域の基幹的な役割を担い、良質な医療の提供に努めてまいりました。公立病院には、地域医療を守るという大きな役割があります。この地域医療を将来にわたって持続発展させるためには、医療機能の充実による良質な医療の提供に加え、安定した経営基盤が必要不可欠であります。しかし、その推進力となる医師の確保は、地域性や、新しい臨床研修医制度の影響により困難な状況が続いております。

来年度におきましては、現在の常勤医師体制を維持できるようにするとともに、患者の多い診療科を中心に、医師の招へいに努めてまいります。

また、「地域から信頼される、患者様と病院職員の心のふれ合いのある患者様中心の医療の実践」という病院の基本理念のもと、患者

様や御家族から、よい病院だと、よい病院を選んだと感謝され、喜んでもらえるよう、職員一同、日々、業務の推進に努めてまいります。

引き続き、病院事業に、なお一層の御支援、御協力をお願い申し上げます。

以上、各課所管事項等につきまして、報告をさせていただきました。

最後に、本定例会に提案いたしました付議事件は、報告が 3 件、予算案が 17 件、条例案が 13 件、その他の議案が 9 件となっております。何とぞ、慎重なる御審議の上、適切なる御決定を賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（藤原健祐君）

以上で、行政報告を終わります。

日程第 5、陳情について、を議題にします。

本日までに受理した陳情は、お手元に配付しました請願・陳情文書表のとおりです。

受理番号 8 は、総務文教常任委員会に付託します。

日程第 6、報告第 3 号、専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）から、日程第 8、報告第 5 号、専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）まで、3 件を一括議題とします。提出者の報告を願います。

町長（堀見和道君）

報告事件について、御説明申し上げます。

報告第 3 号、専決処分の報告につきましては、町道で発生した事故に対する損害賠償の額の決定を、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、平成 26 年 2 月 18 日に専決処分を行いましたので、同条第 2 項の規定により報告するものです。

事故の概要は、平成 26 年 1 月 27 日午後 0 時 30 分ごろ、佐川町乙 2159 番 3 地先において、相手方車両が町道三野 2 号線を走行中、道路側溝を通過した際に、鋼製ふたが外れ、はね上がったことにより、車両を破損したものであります。賠償する相手方は、専決処分書に記載のとおりで、損害賠償額は、23 万 160 円です。

報告第 4 号、専決処分の報告につきましては、学校給食費未収金についての支払請求の訴えの提起を、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、平成 26 年 1 月 6 日に専決処分を行いましたので、

同条第2項の規定により報告するものであります。

訴えの相手方は、専決処分に記載のとおりで、平成17年10月から平成19年3月までの給食費滞納分6万9,520円の支払いを求めて、訴えを起こしたものであります。

報告第5号、専決処分の報告につきましては、町道で発生した事故に対する損害賠償の額の決定を、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、平成26年2月27日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

事故の概要は、平成26年1月28日午後8時ごろ、佐川町永野2797番1地先におきまして、相手方車両が町道中谷1号線を走行中、町道に設置された車両用防護柵の支柱が車道側に傾倒していたため接触し、車両の右ドアパネル等を破損したものであります。賠償する相手方は、専決処分書に記載のとおりで、損害賠償額は13万8,600円であります。

以上が、報告事件となります。よろしくお願い申し上げます。

議長（藤原健祐君）

一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番（岡村統正君）

専決処分の第5号ですが、これは、要するに車両用防護柵の支柱に接触ということでございますけれども、現場として、当初から、その支柱は倒れていたのかどうか、それをお聞きします。

産業建設課長（渡辺公平君）

お答えいたします。ちょうど、ここは永野の中谷神社のところのカーブになっちょりまして、そのカーブのところに、支柱のみが何カ所か立っておるんですが、そのうちの1カ所が、若干道路の内側のほうにちょっと倒れるような形になっちょりまして、車がカーブした際に、その支柱に車の外側が当たって破損したという状況でございます。

7番（岡村統正君）

ということは、ある程度は既に傾いていたというか、損傷していたということですか。

産業建設課長（渡辺公平君）

損傷とかということは、ちょっとそこまで具体的にはわかりませんが、何の原因かはわかりませんが、本来、支柱がまっすぐにな

っちゃうかないかんものが、若干内側のほうに倒れておったという状況でございました。

議長（藤原健祐君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

日程第 9、議案第 1 号、平成 25 年度佐川町一般会計補正予算（第 5 号）から、日程第 47、議案第 39 号、高吾北広域町村事務組合の共同処理する事務の変更及び高吾北広域町村事務組合規約の変更について、まで、以上 39 件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。

休憩します。

休憩 午前 10 時 24 分

再開 午前 10 時 36 分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

提案理由の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

それでは、御説明をさせていただきます。

議案第 1 号、平成 25 年度佐川町一般会計補正予算（第 5 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 2 億 2,753 万 8,000 円を減額補正いたしまして、総額を、歳入歳出それぞれ 65 億 2,827 万 7,000 円とするものです。

議案第 2 号、平成 25 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 851 万 7,000 円を減額補正いたしまして、総額を、歳入歳出それぞれ 19 億 741 万 1,000 円とするものです。

議案第 3 号、平成 25 年度佐川町学校給食特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 50 万円を追加補正いたしまして、総額を、歳入歳出それぞれ 5,461 万 5,000 円とするものであります。

議案第 4 号、平成 25 年度佐川町農業集落排水事業特別会計補正

予算（第 1 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 318 万円を減額補正いたしまして、総額を、歳入歳出それぞれ 2,373 万 1,000 円とするものであります。

議案第 5 号、平成 25 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 1,125 万 1,000 円を減額補正いたしまして、総額を、歳入歳出それぞれ 17 億 4,719 万 1,000 円とするものであります。

議案第 6 号、平成 25 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 53 万 7,000 円を減額補正いたしまして、総額を、歳入歳出それぞれ 2 億 1,245 万円とするものであります。

議案第 7 号、平成 25 年度佐川町水道事業特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、資本的支出関係予算の減額に伴う消費税及び地方消費税納税額及び特別損失の補正を行うもので、収益的支出の既決予定額 1 億 5,342 万 2,000 円を 228 万 7,000 円増額し、1 億 5,570 万 9,000 円とし、資本的支出の既定予定額 1 億 8,634 万 7,000 円を 4,941 万 3,000 円減額し、1 億 3,693 万 4,000 円に、それぞれ補正するものであります。

議案第 8 号、平成 25 年度佐川町病院事業特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、収益的収支及び資本的収支の予定額を補正するものであります。収益的収支では、収入を 610 万 6,000 円、支出を 1,221 万円それぞれ減額し、収入を 16 億 1,189 万 4,000 円、支出を 19 億 7,470 万 9,000 円とするものであります。

また、資本的収支では、収入を 44 万円、支出を 88 万円それぞれ減額し、収入を 6 億 1,436 万 9,000 円、支出を 7 億 2,039 万 1,000 円とするものであります。

議案第 9 号、平成 26 年度佐川町一般会計予算につきましては、総額を、歳入歳出それぞれ 59 億 9,020 万 9,000 円と定めるものであります。概要につきましては、行政報告の中で御説明をさせていただきますので、省略させていただきます。

議案第 10 号、平成 26 年度佐川町国民健康保険特別会計予算につきましては、総額を、歳入歳出それぞれ 18 億 9,880 万 3,000 円と定めるものであります。

議案第 11 号、平成 26 年度佐川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算につきましては、総額を、歳入歳出それぞれ 280 万 7,000 円

と定めるものであります。

議案第 12 号、平成 26 年度佐川町学校給食特別会計予算につきましては、総額を、歳入歳出予算それぞれ 5,613 万円と定めるものであります。

議案第 13 号、平成 26 年度佐川町農業集落排水事業特別会計予算につきましては、総額を、歳入歳出それぞれ 2,740 万 8,000 円と定めるものであります。

議案第 14 号、平成 26 年度佐川町介護保険特別会計予算につきましては、総額を、歳入歳出それぞれ 17 億 6,520 万 2,000 円と定めるものであります。

議案第 15 号、平成 26 年度佐川町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、総額を、歳入歳出それぞれ 2 億 1,702 万円と定めるものであります。

議案第 16 号、平成 26 年度佐川町水道事業特別会計予算につきましては、地方公営企業法第 24 条第 2 項の規定により提出するもので、収益的収入及び支出の予定額を収入 1 億 8,943 万 5,000 円、支出 1 億 7,682 万 5,000 円とし、資本的収入及び支出の予定額を、収入 3,252 万 1,000 円、支出 1 億 7,627 万 5,000 円と定めるものであります。

議案第 17 号、平成 26 年度佐川町病院事業特別会計予算につきましては、収益的収入及び支出の予定額を収入 17 億 7,220 万円、支出 18 億 6,510 万円とし、資本的収入及び支出の予定額を収入 1 億 1,066 万 7,000 円、支出 2 億 1,062 万 4,000 円と定めるものであります。

議案第 18 号、消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、消費税率等の引き上げに伴い、使用料等の規定について関係条例を改正しようとするものであります。

議案第 19 号、佐川町課設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、「チーム佐川推進課」の新設及び課分掌事務の見直し等の機構改革に伴い、改正しようとするものであります。

議案第 20 号、佐川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、55 歳以上職員の原則昇級停止及び現給保証の段階的廃止を行うことを定めるために、改正しようとするものであります。

議案第 21 号、特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、「地域おこし協力隊員」にかかわる報酬について定めるものであります。

議案第 22 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律を受けて、一定の要件を満たす非常勤職員が、育児休業を行うことができる期間等や部分休業に関して定めるものであります。

議案第 23 号、佐川町特別会計条例の一部を改正する条例の制定につきましては、特定環境保全公共下水道事業の廃止に伴い、特定環境保全公共下水道事業特別会計を廃止するものであります。

議案第 24 号、佐川町長期継続契約に関する条例の制定につきましては、地方自治法第 234 条の 3 の規定により、複数年度にわたって契約を締結することができる対象範囲を定めるものであります。

議案第 25 号、佐川町地酒で乾杯を推進する条例の制定につきましては、佐川町の伝統産品である清酒の司牡丹は、約 400 年の歴史があり、佐川町民を初め、高知県内外で多くの方に愛飲されているところであります。地酒である司牡丹で乾杯する習慣を広めることで、地酒の普及を進め、歴史と文教の町の佐川の伝統文化への理解促進に寄与することを目的として、条例を制定するものであります。

議案第 26 号、ふれあいの里尾川設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、集落活動センターの発足に伴い、所要の箇所を改正するものであります。

議案第 27 号、集落活動センターたいこ岩設置及び管理に関する条例の制定につきましては、集落活動センターの発足に伴い、設置及び管理に関する条例を制定するものであります。

議案第 28 号、佐川町上下水道運営委員会条例の一部を改正する条例の制定につきましては、特定環境保全公共下水道事業特別会計の廃止に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第 29 号、佐川町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、社会基本法の一部改正により社会教育委員の委嘱の基準等が条例に委任され、文部科学省令により社会教育委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって、参酌すべき基準が示されたことにより改正するものであります。

議案第 30 号、名教館設置及び管理に関する条例につきましては、

上町に移築した名教館の供用を開始するために、設置及び管理に関する条例を制定するものであります。

議案第 31 号、ふれあいの里尾川の指定管理者の指定につきましては、佐川町公の施設にかかわる指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第 2 条に基づく公募によらない選定により、尾川地区活性化協議会を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第 32 号、集落活動センターたいこ岩の指定管理者の指定につきましては、佐川町公の施設にかかわる指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第 2 条に基づく公募によらない選定により、尾川地区活性化協議会を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第 33 号、名教館の指定管理者の指定につきましては、佐川町公の施設にかかわる指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第 2 条に基づく公募によらない選定により、さかわ観光協会を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第 34 号、四ツ白・二ツ野辺地にかかわる総合整備計画の変更につきましては、平成 24 年度から 28 年度までの 5 年間で策定している計画におきまして、飲用水供給施設の事業費が増額となったことにより、辺地にかかわる公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、総合整備計画の変更について、議会の議決を求めるものであります。

議案第 35 号、尾川・斗賀野辺地にかかわる総合整備計画の変更につきましては、平成 24 年度から 28 年度までの 5 年間で策定している計画におきまして、平成 26 年度から 4 年間の計画で新たに町道を整備するため、期間を平成 29 年度まで 1 年延長し、また、事業費も増額となることから、辺地にかかわる公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、総合整備計画の変更について、議会の議決を求めるものであります。

議案第 36 号、町道路線の認定につきましては、現在建設中の斗賀野町営住宅の進入路新設に伴い、町道認定を行うものであります。

議案第 37 号、平成 25 年度佐川町水道事業特別会計における資本剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第 32 条第 3 項の規定

により議会の議決を求めるものであります。

議案第 38 号、平成 25 年度佐川町病院事業特別会計資本剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第 32 条第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 39 号、高吾北広域町村事務組合規約の変更につきましては、障害総合支援法に基づく障害者相談支援事業に関する事務を、新たに組合事務として追加すること、及びそれに伴う規約の改正について、議決を求めるものであります。

以上が、本定例会に提案させていただく付議事項になります。詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

総務課長（岡林護君）

おはようございます。私からは、議案第 1 号の平成 25 年度佐川町一般会計補正予算について、その詳細を御説明をさせていただきます。この補正予算書により、説明をさせていただきます。

まず、5 ページ、6 ページをおあげいただくようお願いします。まず、繰越明許費です。

3 款の民生費、1 項社会福祉費の地域介護福祉空間整備事業 1 億 4,600 万円。これにつきましては、荷稻で建設されております特別養護老人ホームとグループホームにかかります用地が当初予定地より変更になった等によりまして、建設が遅れているということによりまして繰り越しでございます。次、3 項の児童福祉費、子ども子育て事業 480 万円を繰り越しであります。

それから、5 款農林水産業費、1 項農業費、農業基盤整備事業に 2,600 万円。これは、瑞応とか荷稻、庄田、室原等の水路、道路の改修工事であります。これにつきましては、国の経済対策交付金によりまして、前倒しで行う事業であります。

次、6 款商工費、1 項商工費、花見事業 200 万円。これは、花見が、4 月が主に中心に行われるということで繰り越しとなります。続いて、商工会補助事業 500 万円。これは商工会の建物が雨漏りがするということで、改修に対しまして町から補助を出す予算を組んでおりますが、種々の事業によりまして、改修工事が遅れているということで繰り越しとなっております。

それから、7 款土木費、1 項道路橋梁費の道路橋梁維持修繕事業 620 万の繰り越しです。同じく、道路橋梁新設改良事業、これは県

工事負担金事業でありますが、599万1,000円の繰り越しです。それから、地方道路交付金事業4,850万9,000円の繰り越しであります。続いて、4項住宅費の木造住宅耐震化支援事業5,608万3,000円の繰り越しです。これにつきましても、国の経済対策交付金によります前倒し事業であります。続いて、地域住宅交付金事業3,140万5,000円の繰り越しであります。これも同じく、経済対策交付金の前倒し事業であります。それから、斗賀野町営住宅建設事業7,406万4,000円。

それから、8款消防費、1項消防費、消防救急デジタル無線整備特別負担金1億6,714万6,000円。これは、高吾北消防本部の消防無線のデジタル化に伴います負担金でございます。

9款教育費、2項小学校費、小学校耐震化事業、これは佐川小学校についてですが、これについて130万5,000円の繰り越しとなっております。

次、10款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、この復旧事業ですが、827万円の繰り越しです。2項公共土木施設災害復旧費、この復旧事業が2,415万3,000円の繰り越しです。がけくずれ住家防災対策事業、701万9,000円の繰り越し。そして急傾斜崩壊対策事業、これは県工事負担金事業でありますが、688万9,000円の繰り越しとなりまして、合計6億2,083万4,000円の繰り越しとなります。

次、6ページをごらんください。地方債補正であります。まず追加分ですが、農業基盤整備事業で限度額630万円の追加でございます。これは、国の経済対策交付金の前倒しの分でございます。それから、加茂地区道路改良事業で、920万円の追加です。これにつきましては、9月議会で議決をいただいておりますが、起債が、まだ未充当であったということで、今回追加で補正をさせていただきます。

次、下段ですが、変更後です。これ、ほとんどがですね、今回、事業の精査等に伴いまして、地方債を減額するものであります。

まず、四ツ白地区道路改良事業が3,300万を限度額2,810万円に変更いたします。それから災害復旧事業を、2,790万円を2,480万円に変更いたします。それから防災行政無線難聴地区戸別受信機整備事業420万を380万に変更いたします。飲料水供給施設整備事業1,390万を830万に変更いたします。

次、11 ページ、12 ページをごらんください。

まず、歳入であります。今回の補正は年度末を控えておりますので、歳入歳出とも不用額の精査を行っておりますので主に減額補正となります。額が、比較的多めのものを抽出して説明をさせていただきます。

まず、11 款分担金、負担金、2 項負担金の 2 目災害復旧費負担金の 1 節公共土木施設災害復旧費、がけくずれ住家防災対策事業、△の 105 万です。これも、額の精査により減額するものであります。

次、13 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金、1 節児童福祉費負担金の児童手当、△の 842 万 6,000 円。これも額の確定により減額するものであります。

次、2 項国庫補助金の 1 目民生費国庫補助金、1 節社会福祉費補助金、安心生活基盤構築事業補助金、△の 233 万 8,000 円。これも額の確定による減額です。次、その下の 2 節児童福祉費補助金、保育所等緊急整備等補助金が、△の 619 万 9,000 円。これも同様であります。

次、2 目衛生費国庫補助金、1 節保健衛生補助金の合併処理浄化槽設置整備事業補助金、△の 396 万、これも同様です。

次、4 目の土木費国庫補助金の 1 節住宅費補助金、住宅耐震化事業補助金 2,345 万。そしてその下の地域住宅交付金 1,570 万。合計 3,915 万。これにつきましては、先ほど繰り越しのところで御説明申し上げましたが、経済対策の交付金で、前倒しでやる事業でありまして、増額の分になっております。続いて、2 節地方道路交付金は、△の 3,029 万。これも、精査による減額であります。

次、14 款県支出金、1 項県負担金、1 目民生費県負担金の 1 節児童福祉費負担金の児童手当が、△の 196 万 9,000 円。これも同様であります。

次、2 項県補助金の 1 目総務費県補助金、1 節総務費補助金の集落活動センター推進事業費補助金、△の 100 万。これも同様であります。そしてその下の下の国土調査事業費補助金、△の 567 万 9,000 円。これも同様です。

次、13 ページ、14 ページをごらんください。

上の 2 節の児童福祉費補助金、高知県保育士処遇改善臨時特定事業費補助金、△の 193 万 9,000 円。これも精査による額の確定による減額であります。

続いて、3目の衛生費兼補助金、1節保健衛生費補助金、これの合併処理浄化槽設置整備事業補助金、△の126万。高知県中山間地域生活支援総合補助金、△の601万8,000円。これも同様であります。

次、4目農林水産業費県補助金の1節農業費補助金の園芸振興事業補助金が、△の220万円。耕作放棄地再生利用緊急対策補助金が、△の765万。経営体育成事業費補助金が、△の700万円。これも同様であります。

続いて、農村地域防災減災事業が1,000万円。そして農業基盤整備促進事業が960万。この上の防災減災事業は、安全度評価基本計画を策定するもので、下の農業基盤整備促進事業が農道水路の改良工事を行うものでありまして、これも繰り越しで申し上げました経済対策交付金の前倒し分であります。

続いて、2節林業費補助金、林業整備事業補助金、△の271万5,000円。これも額の確定によるものです。

次、5目土木費県補助金、2節住宅費補助金の木造住宅耐震化支援事業補助金1,172万5,000円。これも経済対策交付金の前倒し分による増額であります。

次、7目の災害復旧費県補助金の2節林業施設災害復旧費補助金、現年災害の補助金、これも額の確定による、△の682万5,000円です。3節公共土木施設災害復旧費補助金、がけくずれ住家防災対策事業補助金、△の210万。これも同様です。

8目の消防費県補助金の1節消防費補助金、みんなで備える防災総合補助金、△の162万9,000円。これも同様であります。

次、15ページ、16ページをごらんください。

3項の委託金の1目総務費委託金、5節選挙費委託金、参議院議員選挙費委託金、これは、本年度、参議院選挙を行いました、その不用分であります。△の478万7,000円。

それから15款財産収入、2項財産売払収入、2目不動産売買収入、1節不動産売払収入ですが、これは600万4,000円。中本町、先ほど町長の行政報告でもありましたが、中本町の町営住宅敷地が1区画売れましたので、その分の売り払い収入であります。

次、17款繰入金。1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金ですが、これは、△の1億3,406万8,000円ということで、今まで、当初予算と補正予算で財政調整基金を繰り入れる予算を組んでおりま

したが、まず、今回の補正によりまして、繰り入れる必要がなくなつたと。今のところですね、財政調整基金は繰り入れる必要ない形で決算になるんじゃないかというに思っております。

そして、2目その他基金繰入金、公共施設等整備基金繰入金、△の7,102万5,000円。そして桜座運営基金繰入金、△の172万8,000円。国内外交流基金繰入金、△の135万8,000円。これも不用となる分で繰り入れを戻す分であります。

続きまして、19款諸収入、2目雑入の市町村振興協会交付金（宝くじ交付金1,300万6,000円。これは、サマージャンボとかオータムジャンボによる交付金であります。

それから、20款町債の1目土木債の1節道路橋梁債、辺地債430万円の増であります。それから、これにつきましては、冒頭で、地方債のところで御説明いたしました追加分に当たります。

それから、2目災害復旧債。1節農林水産業施設災害復旧債、現年災害の分は、△の310万円。これも精査によるものです。

それから、5目農林水産業債、1節農業債、補正予算債630万円。これも冒頭で、地方債で説明いたしました追加分に当たるものであります。

次、17ページ、18ページをごらんください。

8目の衛生債。1節飲供施設整備事業債、辺地債、△の560万円。これも精査によるものです。

次、19ページ、20ページをごらんください。

ここからは歳出となります。減額したものは、主に額の精査と額の確定によるものでございまして、それについて説明をさせていただきたいと思います。なお、人件費等については省略をさせていただきます。

2款総務費の1項総務管理費の1目一般管理費の中では、ほとんどが人件費でございまして、ここは省略させていただきます。3目の財産管理費の11節需用費、修繕費が△の330万円。これも精査によるものです。そして13節委託料、町内公園・緑地遊具保守点検委託料、△の150万円。これも精査によるものです。

次、21ページ、22ページをごらんください。

15節工事請負費、埋立地濁水対策工事、△の275万1,000円。これは霧生関の埋立地と沈砂池の維持管理の分ですが、これも精査により減額となります。

19 節負担金・補助及び交付金、無線インターネット導入初期費用補助金、今年度この補助金が黒岩と尾川合わせて 5 件を交付しております。ただ、もう不用になる分が予定されておりますので、△の 121 万 8,000 円を減額いたしました。

次、4 目の企画費、11 節の需用費、消耗品費で、これは、ぼんぼりを 500 張購入ということですが、210 万円。それから 19 節の負担金・補助及び交付金で、若者（子育て世帯）定住対策補助金、△の 600 万です。これは、荷稻の小富士団地等ですね、分譲宅地の売り上げの際に、こういう補助金を設けておりますが、今回、売却に至らなかった、まだ 3 月まではわかりませんが、そういう面もありまして減額をさせていただきました。

次、5 目電子計算費。13 節委託料が、△の 310 万円です。

次、23 ページ、24 ページをごらんください。

10 目の国土調査費。13 節委託料、測量等委託料が、△の 700 万円。これも額の精査によります。

次、25 ページ、26 ページをごらんください。

25 ページのほうにありますが、3 目の町長及び議会議員選挙費、補正額のところに、△の 485 万 9,000 円。これ合計額ですが、この分が、もう不用となりました。

その下の 6 目参議院議員選挙費が、△の 255 万 2,000 円。これも不用となっております。

次、27 ページ、28 ページをごらんください。

これの 3 款民生費の 1 目社会福祉総務費ですが、これで、次の 29、30 ページをごらんいただきたいんですが、13 節委託料の安心生活基盤構築事業委託料、△の 233 万 8,000 円。これも、額の精査によります。

次、2 目の老人福祉費の 19 節負担金・補助及び交付金、後期高齢者医療療養給付費負担金、△の 3,145 万 2,000 円。これも給付費の確定による減額であります。

次、31 ページ、32 ページをごらんください。

5 目福祉施設費の 13 節委託料、老人施設入所委託料、△の 440 万。これも同様であります。

7 目の介護保険サービス費の 25 節積立金、介護サービス事業基金積立金 480 万 3,000 円。これは、高北病院からデイサービスで生じた剰余金 1,000 万円を、町のほうに繰り入れていただいているので

すが、26年度については、ないということになっておりますが、そのうちの一部をですね、事業経費に充てておりましたが、実際、充てる必要はなくなりまして、その分を繰り入れしたものをやめて、また積み立てるという形になりましたんで、増額です。

次、8目介護保険特別会計操出金が、介護保険への操出金が、△の1,118万5,000円。これも精査によります。

次、33ページ、34ページをごらんください。

19節負担金・補助及び交付金で、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金、△の193万9,000円。これも精査によります。

次、2目児童福祉費の19節負担金・補助及び交付金の私立保育園耐震補強工事補助金、△の930万円、これも同様であります。

次、20節扶助費、児童手当、△の1,236万。これも同様です。

次、35ページ、36ページをごらんください。

4款衛生費の2目予防費の13節委託料、予防接種委託料、△の360万円。子宮頸がん等ワクチン接種委託料、△の750万。高齢者肺炎球菌ワクチン接種委託料、△の203万1,000円。これも同様の精査であります。

次、37ページ、38ページをごらんください。

中ほどからちょっと上にあります15節工事請負費、かわせみ防水補修工事で、これも、△の126万、不用の精査であります。

4目環境衛生費、15節工事請負費、飲料水供給施設築造工事、△の700万、これも同様です。

19節負担金・補助及び交付金、飲料水供給施設修繕補助金、△の100万、これも同様です。

28節操出金、国保特別会計操出金、△の202万、病院会計操出金、△の654万6,000円。これも同様であります。

続いて、1目の清掃施設費の13節委託料、ごみ収集委託料、△の107万6,000円。これも同様であります。

次、39、40ページをごらんください。

2目し尿処理費、19節負担金・補助及び交付金の合併処理浄化槽設置補助金、△の378万。これも同様であります。

次、5款農林水産業費の1目農業振興費の中で、19節負担金・補助及び交付金、耕作放棄地再生利用緊急対策補助金、△の1,463万9,000円。これも同様であります。

次、4目の園芸振興費、19節負担金・補助及び交付金、佐川町園

芸団地整備特別対策事業費補助金、△の 403 万 3,000 円。これも同様の精査であります。

次、6 目の農地費、11 節需用費、修繕費、△の 630 万。これも同様です。

次、41 ページ、42 ページをごらんください。

上から 2 つ目の農村地域防災減災事業委託費 1,000 万円。これは経済対策の交付金の分でありまして、安全と評価基本計画の策定料であります。

次、15 節工事請負費、農業基盤整備事業 1,600 万。これについても同様であります。農道水路の改良に要する予算であります。

それから 11 目の農業集落排水会計操出金で、この操出金が、△の 118 万。これも精査によります。

それから、2 目の林業振興費の 15 節工事請負費、山地災害防止工事、△の 100 万。これも同様であります。

次、43 ページ、44 ページをごらんください。

一番上の 19 節負担金・補助及び交付金、山村林業者支援事業補助金、△の 220 万。これも同様です。

そして、下段のほうで、7 款の土木費で 3 目の道路橋梁新設改良費の 13 節委託料、地方道路交付金事業測量及び試験委託料、△の 250 万。これも精査によります。

次、15 節工事請負費、町道改良工事等 3,900 万。そしてその下の、四ツ白地区道路改良工事、△の 481 万 9,000 円、これも同様であります。

次、45 ページ、46 ページをごらんください。

1 目住宅管理費の 13 節委託料、耐震診断委託料の 99 万と、それからその下の 19 節負担金・補助及び交付金の耐震改修費補助金、これがセットになりますが、これが耐震改修補助金が 4,600 万。これが経済対策交付金の前倒し分です。それから 13 節に戻りまして、長寿命化測量設計委託料 514 万 3,000 円。これは町営住宅の池田団地、富士見団地の改修の設計委託です。

それから、そのセットになりますのが、15 節工事請負費の池田団地外壁改修工事 2,626 万 2,000 円。これも経済対策による前倒しでございます。

次、8 款消防費。4 目災害対策費の 11 節需要費、消耗品費、△の 201 万。これは、防災行政無線の難聴世帯に対します戸別受信機の

無償貸与ですが、この分が、ここの消耗品、額は3万、4万前後でしたか、1機が。ぐらいですが、一応消耗品に当たりますんで、ここに入っておりますが、精査によりまして△の201万となっております。

次、47ページ、48ページをごらんください。

一番下の段ですが、9款教育費、2項小学校費の1目学校管理費、13節委託料の分です。これについては、次のページ、49ページ、50ページにあります。佐川小学校大規模改造測量設計委託料が、△の666万5,000円。これも精査によります。

次、15節工事請負費、小学校施設修繕工事、△の500万、これも同様であります。

続いて2目教育振興費の20節扶助費、就学援助費、△の100万。これも同様であります。

次、53ページ、54ページをごらんください。

次が、3項中学校費です。これの20節扶助費、就学援助費、△の130万。これも同様であります。

次、55ページ、56ページをごらんください。

10款災害復旧費の2目林業用施設災害復旧費の中で15節工事請負費、災害復旧工事1,050万。これも同様であります。

次、57ページ、58ページをごらんください。

2目がけくずれ住家防災対策費のうちの15節工事請負費ですが、△の420万円。これも同様であります。

以上が歳出です。次の参考資料をごらんいただきたいと思います。ここはページがふっておりませんが、次のページをめくっていただきたいと思います。給与費明細書で、まず、特別職の分が、一番下の比較のところの計の欄で申し上げますが、給料で、△の410万円。期末手当で、△の229万7,000円。その他の手当で、△の120万、合計が給与費で、△の759万7,000円。そして共済費が、△の130万。合計で、△の889万7,000円です。これは、今回の補正によりまして、不用額の補正ということによります減額であります。

次のページが一般職です。これも上の表の比較の欄で申し上げますが、給与費のほう、△の970万。職員手当が、△の346万4,000円。計が、△の1,316万4,000円。共済費が、△の760万、合計が、△の2,076万4,000円です。これは、不用額の補正と同時にですね、職員の育児休業と、それから病気休職等によります減でございます。

あとの、次からのページ、給料及び職員手当の状況とか級別職員数、そして昇級、そして期末手当・勤勉手当、それから定年退職及び勧奨退職に係る退職手当、最後に特殊勤務手当等につきましては、ごらんになっていただきたいと思います。

以上でございます。

町民課長（横山覚君）

それでは、私から、議案第2号、平成25年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の補足説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、療養給付費負担金などの国、県への変更申請に基づきます補正、また交付決定、それから拠出金額の確定による補正、また本年度実績見込みによる補正、また不用見込みによります減額補正を行っております。それで、補正予算書の事項明細書により、主な補正につきまして説明をさせていただきます。

8ページ、9ページをおあけください。

一番上の段の表です。1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税につきましては、40万円の増額補正を、2目の退職被保険者等国民健康保険税につきましては、15万7,000円の減額補正を、ともに調停額に合わせまして補正を行っております。

2段目です。3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金、1節現年度分につきましては、本年度、国へ提出いたしました負担金の変更申請額に合わせまして1,833万6,000円の減額補正を行うものです。

次の表です。3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目財政調整交付金、1節普調整交付金、及び2節の特別調整交付金につきましては、これも国に提出いたしました変更申請額に合わせまして、それぞれ5,813万2,000円と2,527万円の減額補正を行うものです。

次の表です。4款療養給付費交付金、1項療養給付費交付金、1目療養給付費交付金、1節現年度分につきましては、社会保険診療報酬支払基金からの交付決定通知によります確定額によりまして、1,413万7,000円の増額補正を行っております。

次の表です。5款前期高齢者交付金、1項前期高齢者交付金、1目前期高齢者交付金、1節現年度分につきましては、上の表の療養給付費交付金と同様に、これも社会保険報酬支払基金からの交付決定による確定額によりまして、2,195万3,000円の増額補正を行っ

ております。

次のページに移っていただきたいと思います。

一番上の6款県支出金、2項県補助金、1目財政調整交付金、2節2号交付金につきましては、これも交付金の変更申請額によりまして、481万8,000円の増額補正をいたしております。

次の表です。9款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節保険基盤安定繰入金につきましては、交付申請の額によりまして、これも230万5,000円を増額補正をしております。

その4節に、財政安定化支援事業繰入金がございますが、これは地方交付税算定予定額の確定通知によりまして、456万1,000円の減額補正をいたしております。

次の表です。9款繰入金、2項基金繰入金、1目国民健康保険財政調整基金繰入金、1節財政調整基金繰入金につきましては、主に保険給付費の増額に対応するために、239万4,000円を増額補正を行っております。

続きまして、12、13ページをお開きください。歳出のほうです。一番上の段です。総務費。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、13節の委託料につきましては、国への報告用の国保情報データベースシステムのバージョンアップに係る費用といたしまして、98万円の増額補正を行っております。

次の表は、1款総務費、3項運営協議会費ですが、これは国保運営協議会に係るものですけれども、報酬、旅費とも実績見合いの不用を減額補正をいたしております。またその下の表の2款保険給付費、2項療養諸費、5目審査手数料の役務費30万円につきましても、実績見合いの不用額として減額補正を行うものです。

次のページにお移りください。

一番上の表です。2款保険給付費、4項出産育児諸費、1目出産育児一時金、19節負担金・補助及び交付金につきましては、これも実績見合いで84万円の減額補正を行うこととしております。

次の表の3款後期高齢者支援金、その下の表の4款前期高齢者納付金等、そしてその下の次の表、6款介護納付金につきましては、社会保険診療報酬支払基金への拠出金が確定いたしましたことによりまして、それぞれ970万、11万、40万円の減額補正を行うものでございます。

次の表の7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目高額療

養費共同事業拠出金、それと及び2目の保険財政共同安定化事業拠出金の各19節負担金・補助及び交付金につきましては、国保連合会からの拠出金額の決定通知によりまして、それぞれ307万4,000円と300万円の増額補正を行うものです。

次のページをお開きください。

8款保険事業費、2項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費の13節の委託料につきましては、検診受診者数の実績見込みなどによりまして、321万2,000円の減額補正をするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

教育次長（岩本敏彦君）

私からは、議案第3号、平成25年度佐川町学校給食特別会計補正予算（第1号）について、補足説明をさせていただきます。

事項別明細書により、説明をいたします。8、9ページをごらんください。

歳入につきましては、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目給食負担金、1節保護者負担金を50万円増額補正をするものでございます。

これは、滞納徴収額を当初100万円計上しておりましたけれども、徴収見込みが100万円を上回りましたので、歳入を50万円増額補正をするものでございます。

次に、次のページをお開きください。

歳出につきましては、1款事業費、1項給食費、1目給食費、28節操出金50万円の増額につきましては、歳入で滞納徴収増となった分を、一般会計への操出金とするものでございます。これによりまして、歳入歳出それぞれ5,461万5,000円と定めるものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

産業建設課長（渡辺公平君）

議案第4号を、私のほうから説明させていただきます。

議案第4号、平成25年度佐川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

10ページ、11ページ、歳出の項目でございますが、おあけください。

2目維持管理費、その中の委託料でございます。13節委託料でござ

ざいますが、まず1つは、105万4,000円を減額させていただいております。これは、処理施設の維持管理委託料でございまして、105万4,000円入札減でございます。また、212万6,000円、これは減額させていただいておりますが、これはクリーンセンター長寿命化の内容調査のための処理施設機能診断の委託料でございます。25年度に実施予定でございましたが、県の予算がつかなかったため、減額するものでございます。なお、26年度で予定してございます。212万6,000円減額するものでございます。

この212万6,000円のうちで、200万円は、県からの補助金でございまして、8ページ、9ページをごらんください。歳入の項目でございしますが、こちら200万円の減額。残りの118万円、これは単独分でございまして、一般会計繰入金のところの減額となっております。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

私からは、議案第5号、平成25年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第4号）の補足説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、平成26年度に予定されております介護保険制度改正に伴いますシステム改修に要する費用の計上と、あと職員人件費や事務費などの決算の見込みによります不用額の減額などとなっております。

まず、歳入について御説明いたします。

8ページをお開きいただきたいと思います。3款国庫支出金のうち、2項、4目介護保険事業費は右端の説明欄にありますとおり、システム改修に伴います国庫補助金、11万6,000円を追加計上しております。その他の減額につきましては、全て歳出予算の決算見込みに伴います減額ということになります。

次に、歳出について、御説明いたします。

10ページをお開きいただきたいと思います。詳細につきましては、11ページ右欄の説明欄をごらんいただきたいと思います。まず、10ページの上段の1款、1項、1目一般管理費は、職員人件費や事務費の決算見込みに伴います減額と先ほど申し上げましたが、システム改修に伴う委託料の23万4,000円の追加計上で、合計しまして574万5,000円の減額となっております。

1款、3項、2目認定調査等費は、決算見込みによる減額で、報

酬、役務費、委託料、合計しまして 170 万 5,000 円の減額となっております。

次に、2 款、1 項介護サービス等諸費は、1 目居宅介護サービス給付費から 2 目特例居宅介護サービス給付費へ 25 万円組み替えを行っております。

次、12 ページから 14 ページにかけての 3 款地域支援事業費、7 款諸支出金につきましても、各項目において決算見込み、精査により減額を行っております。

以上です。よろしくお願いいたします。

町民課長（横山覚君）

それでは、私から議案第 6 号、平成 25 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）の補足説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、本年度実績見込みによります不用額の減額補正となっております。補正予算書の事項別明細書で説明させていただきますので、10 ページ、11 ページ、まず歳出のほうからおあげください。10 ページ、11 ページでございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、3 節職員手当につきましては、15 万円を、その下の表の 2 項徴収費、1 目徴収費、11 節需要費は 16 万 7,000 円。12 節役務費につきましては、22 万円を、それぞれ本年度見込み実績によります不用額といたしまして、減額補正をするものです。

8 ページ、9 ページにお戻りいただきたいと思います。8 ページ、9 ページをおあげください。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目職員給与費等繰入金、1 節職員給与費等繰入金、及びその 2 目の事務費繰入金、1 節事務費繰入金につきましては、歳出で説明いたしました減額分に対応いたしまして、15 万円と 38 万 7,000 円の減額補正を行うものでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

産業建設課長（渡辺公平君）

議案第 7 号、平成 25 年度佐川町水道事業特別会計補正予算（第 2 号）、これにつきましての補足説明をさせていただきます。

資料の 2 ページをおあげください。

まず、資料の 2 ページの下のほうにございます資本的支出。資本的支出の中で、施設拡張工事で 499 万 8,000 円を減額さしていただいております。これは、砂止の県道土佐佐川線改良に伴う配水管の

拡張工事、予定してございましたが、県道改良、この部分未実施のため、水道事業も未実施となりました。そのため、499万8,000円を減額するものでございます。

また、建設改良工事費4,441万5,000円を減額さしていただいておりますが、これは、室原から猿丸の配水池までの送水管、これの布設替えの予定でございましたが、資材不足等によりまして改良工事ができないということになりまして、減額するものでございます。合計しまして、資本的支出で4,941万3,000円の減額となっております。

また、収益的支出のほうで、2ページの上のところでございますが、消費税及び地方消費税で50万円増額補正をさせていただいております。これは、今の、申しました資本的支出で予定しておりました支出項目が廃止になり減額になったということで、この資本的支出の中に予定しておりました仮払い消費税が払えなくなって、減額をするということでございます。そのため、この収益的支出の中で予定しております消費税の納税額が不足するという事態になりまして、不足分50万円を新たに増額させていただくものでございます。

特別損失につきまして、178万7,000円を増額補正させていただいておりますが、来年度予算から会計基準が変わりまして、見なし償却とかいう制度がなくなるわけでございますが、再度、25年度中に、25年度に、試算の内容について調査、確認をいたしました。その中で、九反田、川内ヶ谷にございます配水管、50万円余り、また島の土居にあります配水管120万円余り、これが、本来でしたら、除却されておるべきものが除却されてないということがわかりまして、このたび、特別損失178万7,000円で除却するものでございます。

以上でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

病院事業副管理者兼事務局長（笹岡忠幸君）

議案第8号、平成25年度佐川町病院事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明を申し上げます。

補正予算書の6ページをお願いいたします。

病院事業特別会計予算事項別明細書により御説明をいたします。このたびの補正は、病院事業の運営に係る収益的収支及び資本的収支につきまして、所用の補正を行うものであります。

まず、収益的収支です。収入では、1款病院事業収益を610万

6,000 円減額し、収入を 16 億 1,189 万 4,000 円とするものでございます。

これは、新病院の建設に伴いまして、医療機械機器等の購入に充てました企業債の利息及び専門業者に委託をいたしました医療機器等の移設費が、当初予定しておりました利息や移設費を下回る形で確定をいたしましたので、今回、一般会計繰入金等を減額するものでございます。

支出では、1 款病院事業費用を 1,221 万減額し、支出を 19 億 7,470 万 9,000 円とするものでございます。その内訳といたしましては、1 項医療費用の医療機器と移設費を 963 万 4,000 円減額、2 項医療外費用の企業債利息償還金を 257 万 6,000 円、それぞれ減額するものでございます。

続きまして、7 ページをごらんください。

資本的収支でございます。ここでは、下の段の支出のほうを先にごらんいただきたいと思います。支出では、1 款資本的支出を 88 万円減額し、支出を 7 億 2,039 万 1,000 円とするものであります。

これは、新病院の建設に伴い購入いたしました医療機器の入札減が確定をいたしましたことにより、その機器購入に充てておりました企業債元金償還金につきまして、88 万円を減額するものでございます。

上の段の収入のほうへ戻っていただきまして、収入では、1 款資本的収入を 44 万円減額し、収入を 6 億 1,436 万 9,000 円とするものでございます。

これは、先ほど申し上げました医療機器購入経費の確定に伴いまして、企業債の元金償還金が 88 万円減額いたしましたことにより、その 2 分の 1 の 44 万円につきまして、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

総務課長（岡林護君）

私からは、議案第 9 号、平成 26 年度佐川町一般会計予算から、議案第 17 号、26 年度佐川町病院事業特別会計予算までについてなんですが、これにつきましては、この当初予算につきましては、予算勉強会のほうで、各詳細につきまして、各担当課長から説明をすることになっておりますので、省略をさせていただきたいと思います。

議長（藤原健祐君）

ここで、食事のため、1 時 30 分まで休憩します。

休憩 午前 11 時 50 分

再開 午後 1 時 30 分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

続けて、提案理由の説明を求めます。

総務課長（岡林護君）

議案第 18 号、消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、御説明を申し上げます。

この、本年 4 月 1 日より消費税が 5 % から 8 % に上がりますが、そのうちの消費税と地方消費税の内訳は現在、5 % の段階では消費税が 4 %、それから地方消費税が 1 % ですが、今度 8 % 上がることによって、その内訳が、消費税が 6.3 %、地方消費税が 1.7 % というに上がるわけですが、その引き上げに伴いまして、条例を整備するものであります。

今回、一括して 9 つの条例を改正するものでございます。まず、1 条に佐川町公共用財産管理条例の一部改正。2 条で佐川町健康福祉センターかわせみの設置及び管理に関する条例の一部改正。それから 3 条で、佐川町道路占用料徴収条例の一部改正。そして 4 条が、佐川町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正。5 条が、佐川町給水条例の一部改正。6 条が、佐川町立桜座の設置及び管理に関する条例の一部改正。7 条が、佐川町民プール設置及び管理運営に関する条例の一部改正。8 条が佐川町民テニスコート設置及び管理運営に関する条例の一部改正。9 条が、佐川町病院事業使用料等徴収条例の一部改正。この 9 つの条例について改正するものでございます。

お手元に参考資料として、議案第 18 号関係という新旧対照表があらうかと思いますが、それをごらんいただきながら、説明をしたいと思います。

基本は、この 1 条をまず見ていただいたらおわかりですが、100 分の 105 を乗じて得た額を、今回のうちの改正としましては、これを 100 分の 108 を乗じて得た額という形にするのではなく、消費税法の法律のほうから言葉を引用してきまして、ここでちょっと読み

上げますが、消費税等相当額（消費税法に基づき消費税が課される金額に同法に規定する消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法に基づき、地方消費税が課される金額に同法に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額を言う。以下この項において同じ。）を加えた額（その額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額）という形に、法から言葉を引用してきまして、改正するものでございます。

というのは、今のところ、来年の10月に、また10%に引き上げられることが予測されますので、その折にまた改正する必要がないといえますか、そういう観点からこういう形にさせていただいたものであります。

この法律につきましては、一番最後のページのほうに、附則がありまして、26年4月1日から施行するという事。それから、第5条の規定による改正後の佐川町給水条例第26条の規定にかかわらず、この条例の施行日前から継続している給水で、施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定されるものに係る料金については、なお従前の例によると。

それから、新条例第34条第1項の規定は、施行日以後の申し込みに係る加入金について適用し、施行日前の申し込みに係る加入金については、なお従前の例によるというような形になっております。

まず、この議案18号は、以上でございます。

次に、議案第19号、佐川町課設置条例の一部を改正する条例の制定について、でございます。

これは、冒頭の町長からの行政報告でもありましたが、このたび、チーム佐川推進課を新設するという事に当たりましてが、主な理由の改正であります。これも、新旧対照表がありますので、見比べながらごらんいただきたいと思います。まず、課の設置、第1条のところに、2号として、チーム佐川推進課を入れるということにいたします。

それから、このチーム佐川推進課の新設によりまして、その業務です。そのチーム佐川推進課が分掌する業務ですが、これが、その新旧対照表の2枚目、3枚目、2枚目の一番下段に（2）チーム佐川推進課とありまして、それから下に、アからコまで分掌業務を書いております。ちょっと読み上げますと、アが、重要施策の企画及び総合調整に関する事。イが広報及び公聴に関する事。ウ 統計に

関すること。エ 国内外交流の推進に関すること。オ 秘書に関すること。カ 観光振興に関すること。キ 集落活動に関すること。ク 移住促進に関すること。ケ 公共交通に関すること。コ 課の庶務に関すること。以上の業務を主たる業務として担当するということになっております。

それから今回の改正で総務課の持っていた業務がチーム佐川推進課に移る。それからまた、産業建設課が持っておりました住宅行政、町営住宅の関係ですが、住宅行政に関することが、今度は総務課に移ると、いう形になります。

それからあと、男女共同参画の推進に関することは、総務課が主たる担当として持つということになっております。

それからあと、もう1つが、町民課ですが、町民課が、これは、この新旧対照表で、ページを普通はふってないですが、3ページから4ページにわたります、4ページの、裏面の右側の一番上に書いてますが、ク 犯罪被害者支援に関すること。これの総合窓口を町民課が担当するということになりましたので、これを載せております。それから、同じく同ページの一番裏のページですが、産業建設課、左側の改正前のほうですが、キの都市計画（下水道事業を除く。）、コ 下水道事業及び、というのをですね、右側取っておりますので、これについては、公共下水道事業の廃止に伴いまして、ここから削除するものであります。以上です。

次、議案第20号、佐川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、です。これも、新旧対照表がございまして、それを見ながら御説明いたしますが、これにつきましては、高知県の人事委員会の勧告を受けまして、うちも原則的に、県の人事院会の勧告に準拠してるところから、今回改正するものであります。

新旧対象表のほうでござんいただいたらあれですが、まず、改正後の4項のところに職員、その次に55歳を超える職員を除くとあります。ここの条項については、初任給、昇格、昇級等の基準を定めるところでありまして、ここから除かれるということが、55歳以上につきましては、昇級は停止するという意味合いになってきます。

ただ、下の5項にですね、下の5項にあります、55歳を超える職員の昇級は勤務成績が極めて良好または、特に良好である場合に限り行くと。だから昇級停止とは申し上げましたが、勤務成績が

極めて良好もしくは特に良好である場合には、一定の昇級はあるということにはなりません。

それから、その裏面であります、これは、現給保障を段階的に廃止するということでもあります。これは、平成 18 年に大幅な給与表の改正がありまして、それまでは 8 級制の給与表でしたが、それが 6 級になったと。それに伴いまして、いわゆる不利益といいますか、その 8 級の人が今度 6 級になったりするときに、位置づけがされたところが不利益を生じるということを調整するために、調整額を支給するというのを、今までしてきたわけですが、それについて、段階的に廃止していくということで、この改正後の案の下の方、棒線部分で、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間にあってはその差額に相当する額に 2 分の 1 を乗じて得た額、その額が 5,000 円を超えるときは、5,000 円とする。ということを、これはつまり、今、仮に 2 万円の調整金をもらっている人は、来年についてはですね、5,000 円が上限になりますんで、1 万 5,000 円は調整額としてはもらえるけど、今までのように 2 万円はもらえないということでもあります。

その 27 年 4 月以降にあっても、同様な形で減額されていって、段階的に廃止されるというものであります。以上です。

次に、議案第 21 号、特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、であります。

これも新旧対照表がございますが、ここにありますように、改正後に地域おこし協力隊員、給料が 16 万 5,000 円という形で今回入ってくるということです。これにつきましては、地域おこし協力隊員というのは、いわゆる町長が委嘱するものでありまして、例えば、臨時職員であれば町長が辞令を出して、それによって採用するということになります、委嘱行為でありますんで、通常は特別職に該当して報酬をもらおうと、報酬を支給するということになるということです。ですからまた、他町村でも、やはり特別職に位置づけされている例が多いということもありまして、今回、こういう形で、特別職に入れるということにいたしました。

なお、16 万 5,000 円の給料につきましては、この地域おこし協力隊員については、その給料分に 200 万円の特別交付税措置がございますんで、その 200 万を 12 カ月で割ると、ほぼこの金額になると

いうことになります。これは、以上です。

続きまして、議案第 22 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ということで、これは、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正を受けまして、一定の非常勤職員について、育児休業をすることができるよう措置をするための条例でございます。

これも新旧対照表がございますけど、改正後、育児休業することができない職員として、こういうにいくつか載ってます。これが、ちょっと一見すると、何か育児休業することができない職員をここに書いたら、むしろおかしいんじゃないかということにはなるんですが、実は、改正前というのは、全ての非常勤職員が育児休業することができませんでした。要するに、だから、できませんでしたんで、できない職員、いわゆるできない職員を規定することで、それ以外の職員はできるということに解釈できるということでございます。

そのために、ここに育児休業することができない職員として書かれたもの以外の職員、いわゆる非常勤職員については、育児休業することができるということになります。

具体的に言えば、再任用の短時間勤務職員ができるようになります。それから、一定期間内に終了することが見込まれる業務への従事等する短時間勤務職員もできるようになります。それからあと、住民に対するサービスの提供体制の充実のための短時間勤務職員もできるようになると。こういう形で、それからもちろん一般職の非常勤職員もできるようになるということになります。これは以上です。

続きまして、議案第 23 号、佐川町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について、ということで、これも新旧対照表がございますが、これはもう特定環境保全公共下水道事業特別会計、特定環境保全公共下水道事業が廃止したことに伴いまして、この条例から削除するものであります。

続きまして、議案第 24 号、佐川町長期継続契約に関する条例の制定について、であります。これは、地方自治法の 234 条の 3 に、電気、ガス、もしくは水の供給もしくは電気通信役務の提供を受ける契約または不動産を借りる契約については、長期継続契約ができるとありまして、それから施行令のほうで、翌年度以降にわたり物品

を借り入れ、または役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ、当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものとする、と。条例で定めるものとするがありますんで、今回、条例で定めることといたしました。

具体的に対象になるものを申し上げますと、例えば、コピー機とかパソコン、それから車などのリース、その他商いの習慣上、複数年にわたり契約することが一般的であるような物品、それからあと、よく施設の機械警備がありますが、そうした施設における機械警備などを対象といたします。

なお、この条例にあります、契約期間は、原則として最長5年というふうに考えております。以上でございます。

産業建設課長（渡辺公平君）

それでは、議案第25号、佐川町地酒で乾杯を推進する条例の制定について、補足説明させていただきます。

1条では、先ほど町長のほうから提案理由を申しました目的を掲げてございます。第2条から4条につきましては、町の役割また地酒の生産を行う事業者の役割、また町民の協力ということで条項をこさえております。

第2条のほうは、町は地酒による乾杯とその普及の促進に積極的に取り組むよう努めるものとするというものでございます。第3条、地酒の生産を行う事業者は、地酒による乾杯とその普及を促進するために主体的に取り組むとともに、町及び他の事業者と相互に協力するよう努めるものとする。第4条では、町民の協力でございます、町民は、町及び事業者が行う地酒による乾杯とその普及の促進に関する取り組みに協力するよう努めるものとする。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行するというものでございます。

続きまして、議案第26号、ふれあいの里尾川設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について、でございます。

これは、新旧対照表をお配りしておりますので、そちらのほうをごらんください。

このふれあいの里につきましては、もともとシルク棟と、それと付随する広場等がございました。このたび、このシルク棟につきましては、集落活動センターたいこ岩として別に設置管理条例を設定

するものでございまして、その部分をこの中から削除するというものでございます。

最初のページを、第3条のところでは、地番を書いておりますが、381番地から372番地、これは現在もう合筆されて372番地というふうに、今、されておりますので、この際、地番を変えるものでございます。

また、現行の第4条のほうには、シルク棟関係の施設のことについて記入がございますので、その部分を削除し、順次繰り上げていくものでございます。

また、次のページの第8条につきましては、開館時間でございますが、現行では、シルク棟についての開館時間でございますので、この部分を削除しまして、それぞれ第9条以下を第8条として繰り上げていくものでございます。

最後に、現行では別表（第9条関係）でございましたが、改正案では、第8条となりまして、この中では、シルク棟にかかわるもの全て削除しまして、残りました公園の野外照明、これは公園入り口にございます広場でございますが、それを2時間当たり100円の料金にするというものだけを残す、あとは削除するというものでございます。

続きまして、議案第27号、集落活動センターたいこ岩設置及び管理に関する条例の制定について、でございます。これは、新規に設置するものでございます。先ほど言いましたふれあいの里にございましたシルク棟がたいこ岩として、またその施設の外にございます加工場別館をこれに網羅して、新たに条例を制定するものでございます。

第1条には、趣旨、第2条、目的でございます。尾川地区全体の活性化、地域づくり及び地域防災の整備を目的とした活動の拠点として、集落活動センターたいこ岩の設置及び管理運営を行うものでございます。

第4条には、事業がございまして、今の目的の達成のために、1つ目、健康づくり活動等を通じた地域づくり活動に関する事業、地域防災及び自主防災組織の育成に関する事業、地域特産品の加工に関する事業、伝統技術継承に関する事業等を事業としていくものでございます。

第5条以下には、指定管理者について示してございます。そして

第9条のほうには、利用料金について示してございます。この利用料金につきましては、別表第9条のところにございます。ちなみに、参考資料のほうで、施設の平面図をお配りしておりますので、参考資料のほうをごらんいただければと思います。施設の左が、現行のシルク棟の建物、それと下側にございますのが、外にございます加工の施設でございます。右側のほうが、今度の新しい集落活動センターたいこ岩の施設等の平面図等、下のほうにございます加工場のものがございます。

先ほどの別表第9条の關係の別表の料金のところで、健康増進施設ホールというところがございますが、この施設、たいこ岩の、ちょうど左下のほうに健康増進室ホールというふうに記載してございます。シルク棟のときには、ここが機織り室になっておったものを改造して健康増進室にするものでございます。こちらの面積84平米でございます。

ここの利用料金を、1時間当たり100円、飲食の場合には300円としてございます。また健康相談室、健康相談室は、この施設の上のほうにございますが、ちょうど間仕切りでもできるようになってございますが、二部屋にも一部屋にも使えるものでございます。一部屋にした場合には37平米の大きさになります。これは1時間当たりの利用が100円、飲食の場合には300円とするものでございます。

それから加工場、施設の下側、右側です。これは、もともとは、染め物室というふうに利用しておったところを加工場と改造したものでございます。面積が45平米ございまして、これの利用料金につきましては、1時間当たり500円ということでございます。

それから、この下側には、別棟になってございますが、加工場別館として、これが17平米ございますが、これの利用料金は1時間当たり200円というようにしてございます。

なお、附則、この条例は、平成26年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第28号、佐川町上下水道運営委員会条例の一部を改正する条例の制定について、でございます。これは、新旧対照表をお配りしておりますので、そちらをごらんください。

これは、特定環境の公共下水道事業に関するもの、特定環境公共下水道事業の廃止に伴い、これの同特別会計を廃止すると議案第23号で出てございます。その關係で、その部分につきまして削除し、

第6条第3号にございます農業集落排水に関するもの、これを2号にするものでございます。

附則としまして、この条例は、平成26年4月1日から施行するものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

教育次長（岩本敏彦君）

私から、議案第29号について、説明をさせていただきます。

議案第29号、佐川町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、社会教育法の一部改正により社会教育委員の委嘱の基準等が条例に委任され、文部科学省令により、社会教育委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準が示されたことにより改正するものでございます。

参考資料をごらんください。

現行は、社会教育委員は、佐川町公民館運営審議会の委員をもってあてゐる、となっておりましたが、示された参酌すべき基準により、社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から佐川町教育委員会が委嘱する、としたものです。

また、4条の任期や5条の委員長、副委員長について、現行は、公民館運営審議会の委員の内容を適用していましたが、今回の改正により、条文を整えました。

なお、附則として、この条例は、平成26年4月1日から施行するものとしております。

次に、議案第30号について説明いたします。

議案第30号、名教館設置及び管理に関する条例の制定につきましては、上町に移築をしました名教館の供用を開始するため、設置及び管理に関する条例の制定について、提案をいたすものでございます。また、管理につきましては、第4条で、指定管理者に行わせることができるよう定め、6条で、指定管理の期間は3年間と定めております。

そして、今回、議案第33号で、指定管理者の提案をさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。なお、施設使用料につきましては、広く、町内外の皆さんに利用していただけますよう無料としております。

なお、附則として、この条例は、公布の日から施行するものでございます。以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

産業建設課長（渡辺公平君）

議案第 31 号、ふれあいの里尾川の指定管理者の指定について、でございます。指定管理者となる団体は、尾川地区活性化協議会でございます。先ほど条例案で申しましたように、ふれあいの里につきまして、ふれあいの里と議案第 32 号での指定管理者で出てきます集落活動センターたいこ岩と 2 つに分けてございます。

条例では、3 年間指定管理することができるものでございますが、初年度になり、指定管理を進めていくに当たって、内容の精査等、十分活用とか将来的なこととか、いうことを協議考えていく上でも、していくために当初は、まず 1 年間の指定管理期間というふうにしてございます。平成 26 年 4 月 1 日から 27 年 3 月 31 日まででございます。

続きまして、議案第 32 号、集落活動センターたいこ岩の指定管理者の指定について、でございます。こちらも指定管理者となる団体は、尾川地区活性化協議会でございます。指定の期間につきましては、ふれあいの里尾川と同様に 26 年 4 月 1 日から 27 年 3 月 31 日までの 1 年間としてございます。どうぞよろしくお願いいたします。

教育次長（岩本敏彦君）

議案第 33 号について、説明をさせていただきます。

議案第 33 号は、名教館の指定管理者の指定につきまして、定めたものでございます。

佐川町の公の施設にかかわる指定管理者の指定手続き等に関する条例、施行規則第 2 条に基づく公募によらない選定によって、一般社団法人さかわ観光協会を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。なお、指定の期間は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの 3 年間といたしております。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

総務課長（岡林護君）

議案第 34 号、四ツ白・二ツ野辺地に係る総合整備計画の変更について、御説明を申し上げます。

この裏面に総合整備計画書がありますので、ごらんいただきたいと思います。辺地の概況としまして、辺地を構成する町又は字の名称ということで、佐川町四ツ白・二ツ野です。地域の中心の位置が二ツ野の 376 番地 1 になります。辺地度点数は、146 点で、辺地度

の要件を満たしているということであります。

2 が、公共的施設の整備を必要とする事情でありまして、これについては、読み上げます。

（以下、議案第 34 号「四ツ白・二ツ野辺地に係る総合整備計画の変更について」裏面「総合整備計画書、2 公共的施設の整備を必要とする事情」朗読）

ということで、その 3 番、整備計画が変更前が上で、変更後が下ですが、まず、期間でいえば、期間については同じです。平成 24 年度から 28 年度までの 5 年間です。

そして、変更になっている部分が、町道、橋梁部分については変更はございません。飲用水供給施設のほうで、事業費が 4,100 万であったものが、1 億 162 万 1,000 円。うちの特定財源が 6,424 万、一般財源が 3,738 万 1,000 円。このうち、一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額が 3,590 万であります。

これについては、地図が、参考資料としてお手元にあるかと思いますが、この地図の右上の、四ツ白・二ツ野辺地、ここに丸で、簡易水道事業水道会計とありますが、要するに簡易水道の工事を行うための辺地債を適用するということでございます。

続いて、議案第 35 号、尾川・斗賀野辺地に係る総合整備計画の変更について、を説明いたします。これも裏面の総合整備計画書をごらんください。辺地を構成する町または字の名称ですが、古畑耕、峯耕、西山耕、西山組、川ノ内組、本郷耕であります。地域の中心の位置は、本郷耕の 1446 番地 1 です。辺地度点数が 106 で、100 点をかろうじてではありますが、超えて、辺地度を満たしているということになります。

2 番の公共的施設の整備を必要とする事情です。

（以下、議案第 35 号「尾川・斗賀野辺地に係る総合整備計画の変更について」裏面「総合整備計画書、2 公共的施設の整備を必要とする事情」朗読）

ということで、3 番目が整備計画であります。上の変更前と変更後を見比べていただきたいですが、まず、期間ですが、変更前は、平成 24 年度から 28 年度までの 5 年間でありましたが、これを 29 年度までの 6 年間に延長するということになります。

それから、飲用水供給施設のほうについては、変更はございませんが、町道、橋梁のほうで、変更前が 2,500 万で、変更後が 6,500

万の事業費。そのうちの特定財源が 1,625 万。一般財源が 4,875 万。この一般財源のうちの辺地対策事業債の予定額が 4,850 万ということになります。

これも、地図をごらんいただきたいですが、この尾川と、左下のほうの尾川・斗賀野辺地の町道田城 1 号線改良工事、これは舗装。そして町道穴岩線改良工事の舗装、この 2 路線を工事するための辺地債であります。

なお、これについては、2 路線それぞれ 4 年間でやるわけですが、各 1 年、500 万ずつということになりますんで、500 万掛ける 2 路線掛ける 4 年ということで、4,000 万ということであります。

以上でございます。

産業建設課長（渡辺公平君）

議案第 36 号、町道路線の認定について、説明させていただきます。

路線番号 2301、路線名が斗賀野団地線、起点が中組字大田 110 番 6、終点が中組字スエ松 78 番 5、斗賀野町営住宅の進入路新設に伴うものでございます。

参考資料をお配りしておりますので、ごらんください。

参考資料の 1 ページ目でございます。下のほうに、左から右へありますのが国道 494 号でございます。この赤で塗った部分が、この新たな進入路でございます。そして、右側の国道からの上向いて行きます町道へ接続するように、国道から L 字形に曲がり町道へ接続するようになります。延長が 85 メートル、最大の幅員が 7.4 メートル、最小が 4.4 メートルというものでございます。

この国道から入りまして L に曲がって少し行ったところ、この地図で見ますと、長方形の形が 3 つ並んでございますが、ここが町有地でございます、こちらに町営住宅を建築しております。2 枚目の図面が、その町営住宅の配置図となっております。A 棟、B 棟、C 棟と 3 棟建築しておるものでございます。

これが、町道路線の認定について、でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第 37 号、平成 25 年度佐川町水道事業特別会計資本剰余金の処分について、でございます。こちらは、先ほど補正のときでも言いましたが、会計の規則が変わりまして、26 年度から見なし消去というものが制度そのものがなくなります。そのため、

資産の状況につきまして、今一度確認をしたところでございます。その中で、この補助金を源泉として入っておる資産について、減価償却を行ってなかった、その部分の資産の除却について発生する損失につきまして、直接補填をしていくというものでございます。

裏面をごらんいただきますと、資本剰余金計算書がでございます。400 万円を議会の議決により処分するようにしてございます。補助金、処分後の残高が 7 億 5,650 万 4,034 円から 400 万円をマイナスし、当年度末の見込み残高が 7 億 5,250 万 4,034 円となります。

これは、昭和 50 年から 51 年に取得しておりました斗賀野のかん水の、二ノ部でございますが、送水管、その除却が既にされておったにもかかわらず、処理がされてなかった。これが補助金が入って、見なし償却が適用されておった、そのために、このたび 400 万円を直接補填するというもので、議会の議決を求めるものでございます。

結果としまして 400 万円を補填しまして、資本剰余金の当年度末の見込み残高が 10 億 2,008 万 5,122 円となるものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

病院事業副管理者兼事務局長（笹岡忠幸君）

私からは、議案第 38 号、平成 25 年度佐川町病院事業特別会計資本剰余金の処分につきまして、補足説明を申し上げます。

先ほどの、水道事業と同様の趣旨によるものでございます。本議案は、補助金をもって取得いたしました資産の除却により発生する損失を補填するため、資本剰余金を処分するに当たりまして、地方公営企業法第 32 条第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

裏面のほうをごらんいただきたいと思います。裏面の、平成 25 年度佐川町病院事業特別会計剰余金計算書のほうでございます。

この資本剰余金は、具体的に言いますと、建設費の補助の目的をもちまして、交付をされました国庫、県費、一般会計等の補助金を積み立てたものでございます。病院事業の剰余金は、この計算書に記載のように国庫補助金、県補助金、一般会計補助金からなっておりまして、前年度末の残高は、国庫補助金 7,756 万円。県補助金 5 億 1,427 万 7,000 円。一般会計補助金 200 万円。合計 5 億 9,383 万 7,000 円となっております。

病院のほうでは、昭和 58 年度に国庫補助を受けまして、リハビ

リ棟の屋上にソーラーの給湯設備を設置をしておったところですが、老朽し、使用不能の状態にありましたので、昨年除却撤去をいたしました。

このリハビリ棟は、さくら荘の前の町道から病院の駐車場へスロープがありますけれども、スロープを上がった真向かいのほうにある1階建ての建物でございます。このソーラー給湯設備の除却により発生いたしました損失につきまして、資本剰余金をもって直接補填をするものでございます。

なお、議決をいただきますと、当年度末の見込み残高は、国庫補助金が4,584万6,000円。県補助金は、今年度、実は耐震化補助金の精算がありまして、その精算残額5,703万9,000円の交付を受けまして、5億7,131万6,000円。一般会計補助金は変わらず200万でございまして、資本剰余金合計は、6億1,916万2,000円となります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

総務課長（岡林護君）

議案第39号、高吾北広域町村事務組合の共同処理する事務の変更及び高吾北広域町村事務組合規約の変更について、御説明を申し上げます。

これは、地方自治法第286条の1項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。これは、新旧対照表がございますので、ごらんいただきたいと思います。

いわゆる高吾北広域町村事務組合の共同処理する事務に特定相談支援事業及び障害児相談支援事業を追加したというものでございまして、その意味合いで規約を改正するものであります。

以上でございます。

議長（藤原健祐君）

これで、議案第1号から議案第39号までの提案理由の説明を終わります。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

次の会議を、10日の午前9時とします。

本日は、これをもって散会します。

散会 午後2時22分